

総務省 「事業仕分け」

平成21年12月4日（金）

14:00～15:15



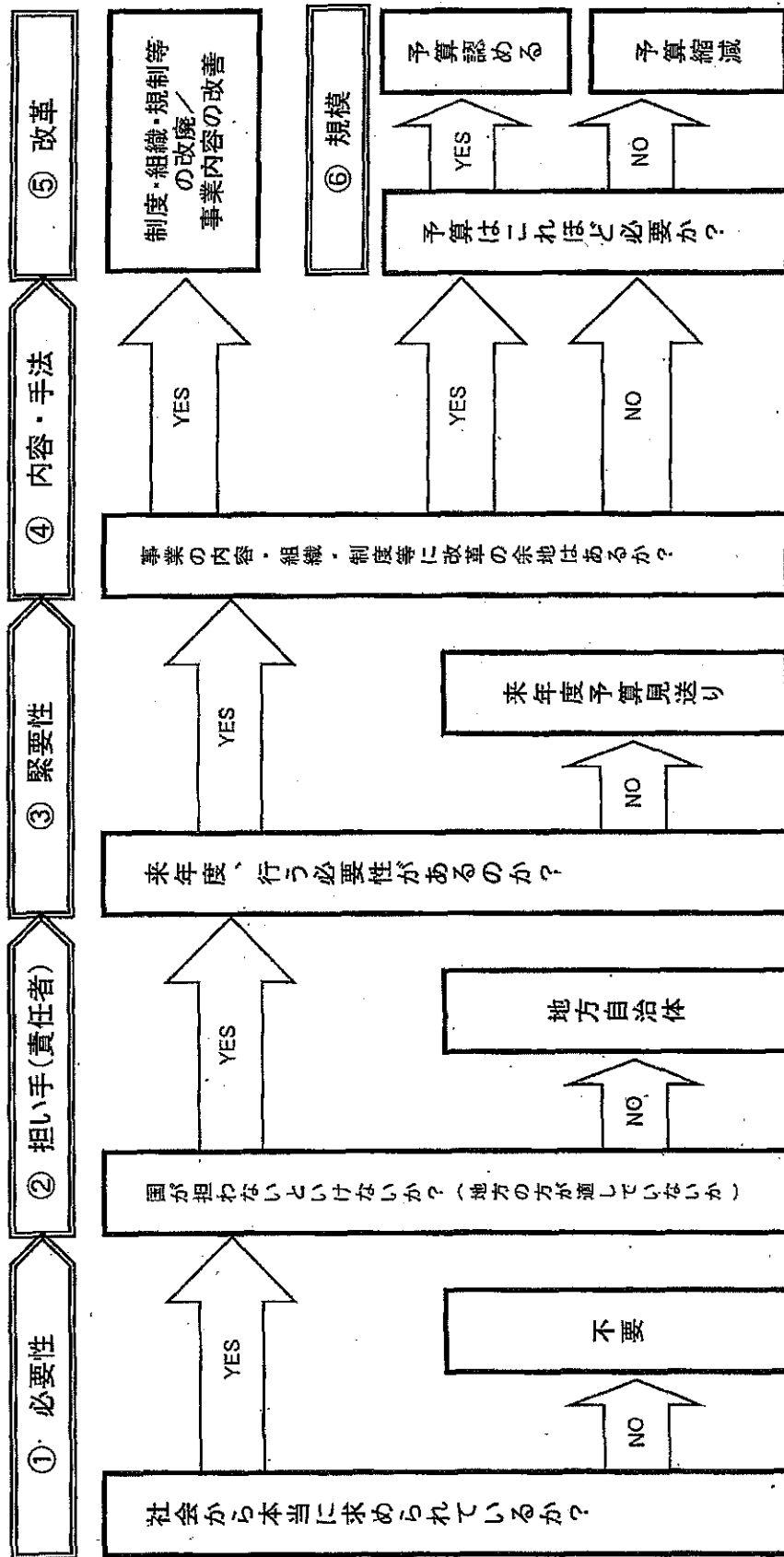
総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

総務省 事業仕分け 評価結果

番号	事業名	担当局課	22年度 要求額	評価	ページ
1	政府認証基盤等整備費	行政管理局 行政情報システム企画課	15.9億円	仕分け結果を踏まえ、改善を進める。	1
2	総務省電子申請・届出システム	官房企画課	1.6億円	廃止。	5
3	市町村合併体制整備費補助金	自治行政局 合併推進課	55.5億円	継続。厳しい指摘を踏まえ、事業のあり方を再検討。	11
4	日本放送協会交付金	情報流通行政局 国際放送推進室	35.1億円	さらなる見直し努力。コストについて注視。	15
5	年金記録確認第三者委員会経費	行政評価局 総務課	126.4億円	予算どおり執行。	21
6	投票人名簿システム構築交付金	選挙部管理課	20.9億円	不断の精査努力。	31
7	総合無線局監理システム開発運用経費	総合通信基盤局 電波利用料企画室	59.6億円	サーバー数の見直し。コスト削減。	35
8	独立行政法人統計センター運営費交付金	統計局総務課	91.6億円	さらなる精査。統計の重要性をさらに周知徹底。	43
9	地域イントラネット基盤施設整備事業	情報流通行政局 地域通信振興課	10.1億円	廃止。ただし、離島に配慮。	47
10	図書購入費	各部局共通	—	抜本的見直し。内容によっては半減を目指す。	52

行政の「事業仕分け」の考え方



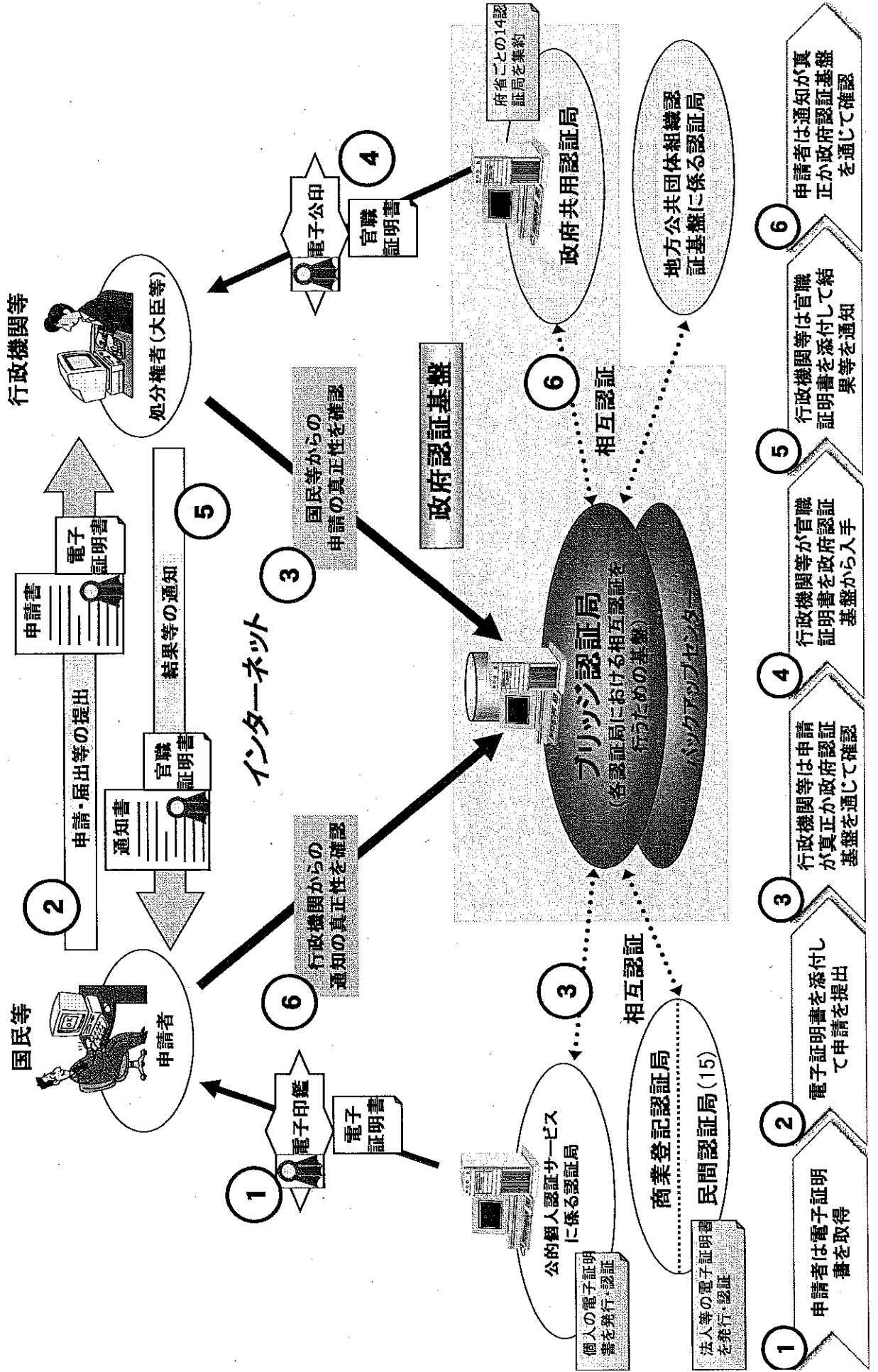
施策・事業シート（概要説明書）

担当府省名	総務省	予算事業名	政府認証基盤等整備費					
担当局庁名	行政管理局	上位施策事業名	電子政府・電子自治体推進費	作成責任者				
担当課・室名	行政情報システム企画課・情報システム管理室	事業開始年度	平成13年度	情報システム管理室長 岡本好史				
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	「行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること」（総務省設置法第4条第12号） ※ なお、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（行政機関オンライン法）第4条等において、申請等に際しては、署名に代わるものとして本システムの利用を想定。		関係する通知、計画等	・ミレニアム・プロジェクト(新しい千年紀プロジェクト)について(平成11年12月19日内閣総理大臣決定) ・e-Japan重点計画(平成13年3月29日IT戦略本部決定) ・霞が関WAN及び政府認証基盤(共通システム)の最適化計画(平成17年3月31日CIO連絡会議決定) ・政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号アルゴリズムSHA-1及びRSA1024に係る移行指針(平成20年4月22日情報セキュリティ政策会議決定)				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（請負） ※平成20年度からはすべて一般競争入札に移行。 21年度の請負先：運用、保守は(社)行政情報システム研究所を代表者とする4者協業体制(日本電気(株)、(株)日立製作所、セコムシステムズ(株))、機器はNECリース(株)、システム監査は監査法人トーマツ、技術支援は(株)NTTデータ <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）							
支出先が独法、公益法人等の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	6/14人	常勤役員数	1/1人	非常勤役員数	5/13人	監事等	非常勤役員内数 (2/2人)
	職員総数	33人	内、官庁OB	2人	役員報酬総額	16,600千円(21年度の予定額)	官庁OB役員報酬総額	同左
	積立金等の額	400,000千円	内訳	基本財産		今後の活用計画		
事業/制度概要	目的 (何のために)	国民等と行政との間でオンラインでやり取りする際には、改ざん・なりすましを防ぐことが必要不可欠。したがって、申請・届出等手続及び調達手続に係る電子文書について、その文書が真にその名義人によって作成され、内容に改変がないことを相互に確認しなければならず、そのための確認を行う。						
	対象 (誰/何を対象に)	①行政機関に対しオンラインで申請・届出等を行う国民・企業 ②電子調達に参加する国民・企業 ③調達や許認可等を行う各府省（官職証明書を発行）						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	以下の認証局の整備・運用を行う。 ①ブリッジ認証局（平成13年4月～運用開始） 申請者側の認証局(公的個人認証局、商業登記認証局、民間認証局(15))と行政機関側の認証局(政府共用認証局、地方公共団体の認証局)との間で相互に真正な名義人であることを確認(相互認証) ②政府共用認証局（平成20年1月～運用開始） 府省ごとに整備された14認証局を一元化し、国の行政機関の電子証明書を一元的に発行						
コスト	平成22年度概算要求額		人件費					
	事業費	1,591 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数		
	人件費	— 百万円		担当正職員	千円	人		
総計	1,591 百万円	臨時職員他		千円	人			
これまでの同様の予算項目の予算額等 (財源内訳/単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	1,802						
	H19(決算上の不用額)	124						
	H20(決算見込額)	1,607						
	H21(当初予算)	1,578						
	H21(補正予算)	0						
H22概算要求	1,591							
平成22年度 予算内訳(補助金の場合 は負担割合等も)	情報処理業務庁費	1,582	※ なお、平成22年度当初予算の要求見直し過程においては、情報技術の発展による暗号の危殆化に対応するための新たな暗号方式への移行に係るテストサーバについて、機器の構成を見直してぎりぎりまで圧縮し、1,257万円の減額を捻出。					
	機器借料	594						
	システムの運用・保守等	931						
	システム改修	57						
	通信専用料	9						

施策・事業シート（概要説明書）					
担当府省名	総務省	予算事業名	政府認証基盤等整備費		
担当局庁名	行政管理局	上位施策事業名	電子政府・電子自治体推進費	作成責任者	
担当課・室名	行政情報システム企画課・情報システム管理室	事業開始年度	平成13年度	情報システム管理室長 岡本好史	
事業/制度の必要性	<p>オンライン申請・調達を実施するためには、改ざん・なりすましを防止することが必要不可欠であり、このため、政府認証基盤を用いてオンライン手続における名義人の真正性を担保することとしている。すなわち、当該基盤はオンライン申請・調達を行うために必須のツールである。</p> <p>なお、鳩山総理大臣は、今臨時国会における所信表明演説で、「国民生活のあらゆる場面に於ける情報通信技術の利活用の促進」を表明されている。</p>				
他省庁、自治体等における類似事業	地方公共団体組織認証基盤に係る認証局				
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担	公的個人認証局(国民を対象)、民間認証局・商業登記認証局(法人等を対象)、地方公共団体組織認証基盤に係る認証局(地方公共団体を対象)と連携。				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	国民・企業（申請者）が、行政機関の真正性を確認する件数	件	5,289,951	9,541,233	10,643,632
	行政機関が国民・企業（申請者）の真正性を確認する件数	件	709,730	1,889,072	5,559,527
予算執行率		%	92.6	93.6	97.0
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン手続の信頼性確保のため、暗号技術の危殆化等に対応したセキュリティを確保するとともに、利用件数の増加に伴う安定的運用を確保すること。 ・14の認証局を1局に集約したことによる経費削減効果は、年間9.2億円（平成21年度より効果発現）。今後、政府共通プラットフォーム（PF）の構築にあわせ、本システムをPFに組み込むことなどによる更なる経費削減について検討。 				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)		単位	H18年度	H19年度	H20年度
	システムの稼働率 ※一般的に重要な政府の情報システムの稼働率は99.99%以上が必要であるとされている。	%	99.99	99.99	99.99
<p>これまでに本システム自体の原因でシステムが停止したことは一度もない。（ただし、民間認証局のトラブルが原因で一部機能が停止したことは1度だけある（平成20年度））。</p>					
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性、課題等)	<p>従来より、安定的なシステムの運用が図られてきたところ。今後、オンライン手続等の増加に伴い、政府認証基盤の利用件数が毎年増加する中でも政府認証基盤として安定的な運用を確保することはもとより、現在、政府全体で広く利用されている暗号アルゴリズムであるSHA-1及びRSA1024は、電子計算機の能力向上などによる安全性の低下が指摘されており、今後、より安全な暗号アルゴリズムに移行することにより、政府認証基盤としての安全性に資する。</p>				
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)	アメリカ、カナダ、英国、ドイツにおいては、我が国と同様の認証基盤を保有している。				
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年～ 「ミレニアム・プロジェクト(新しい千年紀プロジェクト)について」(平成11年12月19日内閣総理大臣決定)に基づき、整備開始 ・平成13年4月 政府認証基盤 運用開始 ・平成14年12月 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」において、申請等に際し、電子署名が書面に代わりうることを規定 ・平成18年6月 総務省随意契約見直し計画に基づき、機器等の借入れについては19年度から、運用・保守については20年度から一般競争入札を実施 ・平成20年1月 各府省個別に保有していた認証局を一元化。（運用コストを9.2億円削減） ・平成21年10月～ 政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号アルゴリズムSHA-1及びRSA1024に係る移行指針（平成20年4月22日情報セキュリティ政策会議決定）に基づき、新たな暗号アルゴリズムに対応した検証環境を整備し、セキュリティを確保 				

行政手続オンライン化法に基づく電子申請等手続の仕組み

行政手続オンライン化法に基づき、国民等が電子的に申請等手続を行う際に、安心してやりとりが出来るように、その文書の真正性を担保するための基盤となる仕組み

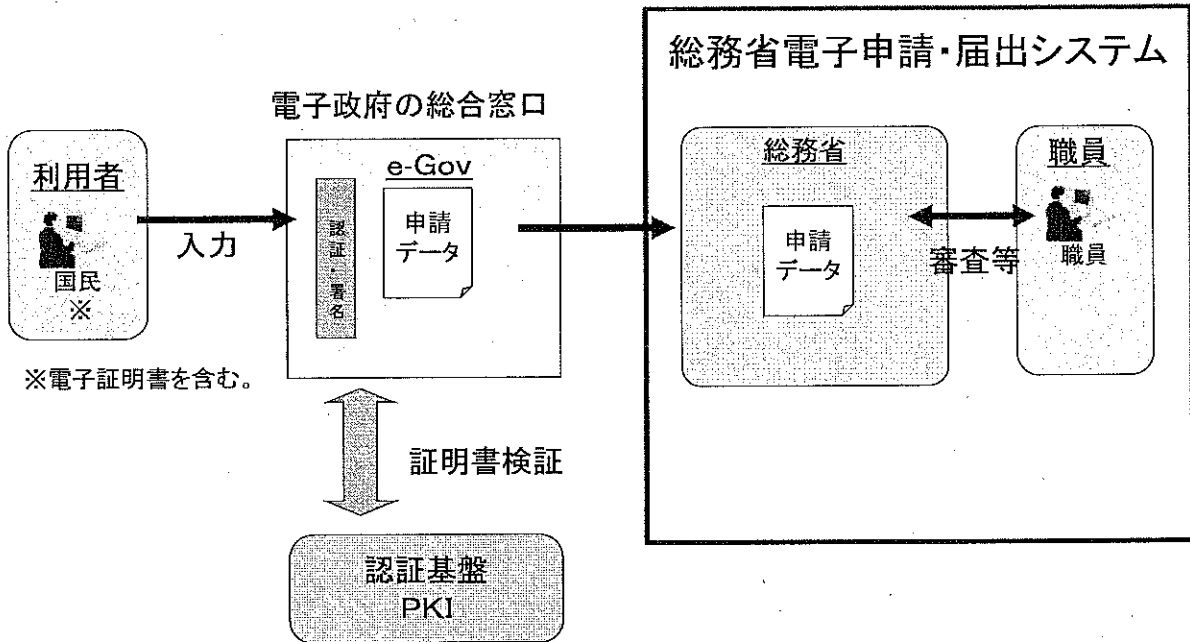


施策・事業シート (概要説明書)										
担当府省名		総務省		予算事業名		総務省電子申請・届出システム				
担当局庁名		大臣官房		上位施策事業名		—		作成責任者		
担当課・室名		大臣官房企画課情報システム室		事業開始年度		平成14年度		企画課長 関博之		
根拠法令 (具体的な条文 (〇条〇項など) も記載)		行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第8条第1項		関係する通知、計画等		e-Japan重点計画 (平成13年3月29日IT戦略本部)				
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: 東京センチュリーリース(株)、富士通エフ・アイ・ピー(株)、日本通信ネットワーク(株))								
		<input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: _____ 実施主体: _____)								
		<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: _____) <input type="checkbox"/> その他 (_____)								
		役員総数 (官庁OB/役員数)		/		非常勤役員数		/		監事等
支出先が 教法、公益法人等 の場合	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員報酬総額			
	積立金等の額		内訳		今後の活用計画					
事業/ 制度概要	目的 (何のために)		総務省所管の申請・届出等手続について、インターネットを經由して容易に行うことを通じ、国民・企業等の利便性の向上及び省内の業務の効率化を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)		国民 (恩給受給者、情報公開請求者など) 企業 (電気通信事業者、放送事業者など)							
	事業/制度内容 (手段、手法など)		<p>本システムは、国民・企業等から「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」を經由して総務省に送信される電子的な申請・届出等のデータを受け付け、申請については審査を行いその結果を申請者に通知するためのもの。</p> <p>本システムでは、恩給法関係、電気通信事業法関係等、総務省所管の申請・届出等810件の手続を取り扱う (平成21年3月末現在)。</p>							
コスト	平成22年度概算要求額		人件費							
	事業費		158 百万円		職員構成		概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数	
	人件費		— 百万円		担当正職員		千円		人	
総計		158 百万円		臨時職員他		千円		人		
これまでの同様の予算 項目の予算額等 (財源内訳/ 単位百万円)		年度		総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額				
		H19(決算額)		157						
		H19(決算上の不用額)		—						
		H20(決算見込額)		173						
		H21(当初予算)		201						
		H21(補正予算)		0						
H22概算要求		158								
平成22年度 予算内訳 (補助金の場 合は負担割合等も)		情報処理業務庁費 157,645千円 借料及び損料: 114,660千円 (19年10月~23年9月の国庫債務負担行為のうち、22年度分) 雑務費 : 40,635千円 (ソフトウェア開発) 通信運搬費 : 2,350千円 (専用回線通信料)								

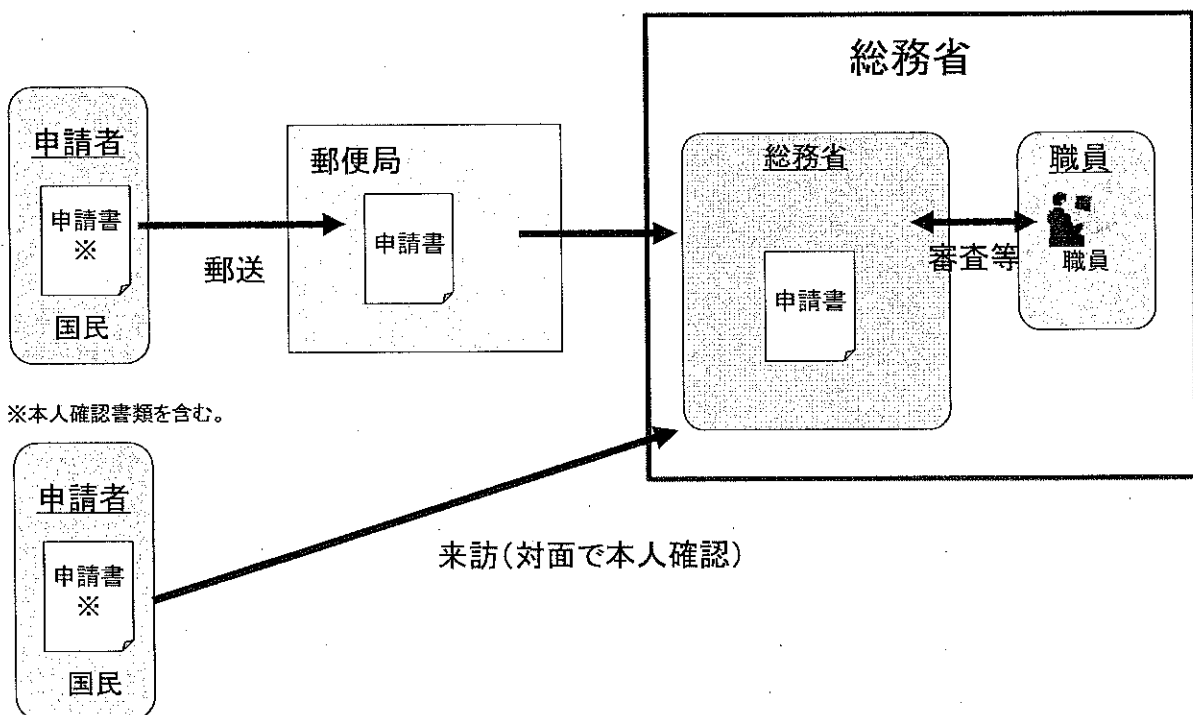
施策・事業シート (概要説明書)					
担当府省名	総務省	予算事業名	総務省電子申請・届出システム		
担当局庁名	大臣官房	上位施策事業名	—	作成責任者	
担当課・室名	大臣官房企画課情報システム室	事業開始年度	平成14年度	企画課長 関博之	
事業/制度の必要性	<p>申請・届出等手続のオンライン化は、国民・企業等の負担軽減及び行政事務の効率化に寄与するものとして、「e-Japan重点計画」(平成13年3月IT戦略本部決定)において政府全体で重点的に取り組むものとされた。</p> <p>これを受け、大臣官房では、効率化の観点から省内で汎用的に利用可能な本システムを整備・運用しているもの。</p>				
他省庁、自治体等における類似事業	財務省電子申請システム、農林水産省電子申請システム、内閣府汎用受付等システム 等				
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担					
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	A 申請・届出等の手続数	手続	789	789	810
	B 年間申請件数	件	219,085	188,154	195,843
予算執行率	C うち、電子申請件数	件	894	476	688
		%	76.2	81.8	98.2
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	<p>(現状の成果) 平成20年度の電子申請率は、0.35%。</p> <p>(今後の方向性) 本システムは、IT戦略本部決定の要請もある一方、本年9月には会計検査院からシステムの停止など費用対効果を踏まえた措置を執るよう求められており(「特記事項」参照)、今後の在り方について判断が必要。</p>				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	D 電子申請率 (=C÷B)	%	0.40	0.25	0.35
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性、課題等)	<p>本システムは、本人確認のために住民基本台帳カード等が必要であり、また、特に総務省の場合は高齢者を対象とした恩給手続など利用拡大の見込めない性格の申請が多くを占めており、今後も大幅に利用率を向上させることは難しいものとする。</p>				
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)					
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	<p>平成13年 e-Japan重点計画 平成14年 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の制定 平成15年 総務省電子申請・届出システム 運用開始 平成20年 オンライン利用拡大行動計画</p> <p>参考 「会計検査院の意見表示」(平成21年9月18日) 「電子申請率が低迷しているシステムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していないシステムについては、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示する。」</p>				

資料2

総務省電子申請・届出システム構成 (概念図)



(参考) 書面による申請



平成20年度における総務省電子申請・届出システムの利用状況

総務省大臣官房企画課情報システム室

項目	手続数	申請件数	うち電子申請件数	電子申請率	構成比
電波法関係	114	93,574	65	0.1%	47.8%
恩給関係	9	42,559	3	0.0%	21.7%
電気通信事業法関係	260	39,699	582	1.5%	20.3%
放送法関係	90	10,849	0	0.0%	5.5%
地方税法関係	9	1,954	0	0.0%	1.0%
行政機関の保有する情報の公開に関する法律 行政機関の保有する個人情報に関する法律	7	1,718	16	0.9%	0.9%
消防庁関係	43	1,164	13	1.1%	0.6%
公益法人関係	31	991	5	0.5%	0.5%
その他	247	3,335	4	0.1%	1.7%
合計	810	195,843	688	0.3%	100.0%

資料 4

オンライン利用率が高い手続（平成 20 年度）

手 続 名	申請等件数	オンライン 利用件数	オンライン 利用率(%)
認定適合性評価機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名の変更の届出	2	2	100.0
指定較正機関の役員又は較正員の選任及び解任の届出（役員の選任）	1	1	100.0
指定較正機関の役員又は較正員の選任及び解任の届出（役員の解任）	2	2	100.0
指定較正機関の役員又は較正員の選任及び解任の届出（較正員の選任）	3	3	100.0
指定較正機関の役員又は較正員の選任及び解任の届出（較正員の解任）	1	1	100.0
指定較正機関の業務規程の変更の認可申請	1	1	100.0
広域イーサネットサービスを提供する電気通信事業者の契約等状況報告（四半期別）	63	51	80.95
IP-VPN サービスを提供する電気通信事業者の契約等状況報告（四半期別）	44	16	36.36
公衆無線 LAN アクセスサービスを提供する電気通信事業者の契約等状況報告	20	6	30.0
FTTH アクセスサービスを提供する電気通信事業者の契約等状況報告（四半期別）	427	117	27.40
FWA アクセスサービスを提供する電気通信事業者の契約等状況報告（四半期別）	71	18	25.35
CATV アクセスサービスを提供する電気通信事業者の契約等状況報告	1,185	284	23.97
DSL アクセスサービスを提供する電気通信事業者の契約等状況報告（四半期別）	55	12	21.82

施策・事業シート (概要説明書)

担当府省名		総務省		予算事業名		市町村合併体制整備費補助金			
担当局庁名		自治行政局		上位施策事業名		地方行政制度整備費		作成責任者	
担当課・室名		合併推進課		事業開始年度		平成13年度		合併推進課長 田谷 聡	
根拠法令 (具体的な条文 (〇条〇項など) も記載)		予算補助 <small>(旧合併特例法第16条第2項の改正 (国の財政上の措置義務) を残したものの)</small>		関係する通知、計画等		市町村合併支援プラン (平成13年8月30日市町村合併支援本部決定)			
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施							
		<input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:)							
		■ 補助金 [直接] (補助先: 合併市町村 実施主体: 合併市町村)							
		<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/	
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員報酬総額		
	積立金等の額		内訳		今後の活用計画				
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	旧合併特例法 (~平成18.3) 下で合併した市町村における新しいまちづくりを着実に支援するため。市町村の行財政基盤の強化を図る観点から、平成11年以降、全国的な合併推進運動が進められたが、その一環として同年の法改正により「国の財政上の措置義務」が明記されたことを受け、総合的な補助金として創設したものの。							
	対象 (誰/何を対象に)	旧合併特例法の期限 (平成18.3.31) までに合併した市町村の「市町村建設計画」に基づく事業							
	事業/制度内容 (手段、手法など)	合併市町村の市町村建設計画に基づく事業に対し、計画の期間中 (概ね10年) に、旧市町村の人口に応じ、旧市町村あたり6千万円~3億円を合算した額を補助							
コスト	平成22年度概算要求額		人件費						
	事業費	5,550 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与 × 従事職員数)	従事職員数			
	人件費	百万円		担当正職員	千円	人			
総計	5,550 百万円	臨時職員他		千円	人				
これまでの同様の予算 項目の予算額等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額						
	H19(決算額)	64,936	定額補助						
	H19(決算上の不用額)	1,616							
	H20(決算見込額)	9,844	定額補助						
	H21(当初予算)	5,553	定額補助						
	H21(補正予算)	3,245	定額補助						
H22概算要求	5,550	定額補助							
平成22年度 予算内訳 (補助金の場合 は負担割合等も)	旧市町村の人口に応じ、旧市町村あたり6千万円~3億円を合算した額を補助 (旧市町村人口 (金額計) (旧市町村人口 (金額計)) ~ 5,000 (人) 6千万円 50,001~100,000 (人) 2億1千万円 5,001~ 10,000 (人) 9千万円 100,001 (人) ~ 3億円 10,001~ 50,000 (人) 1億5千万円								

施策・事業シート (概要説明書)					
担当府省名	総務省	予算事業名	市町村合併体制整備費補助金		
担当局庁名	自治行政局	上位施策事業名	地方行政制度整備費	作成責任者	
担当課・室名	合併推進課	事業開始年度	平成13年度	合併推進課長 田谷 聡	
事業/制度の必要性	合併市町村においては、新しいまちづくりや住民サービスの確保、周辺地対策、電算システム統合等のために緊急に多額の経費が必要となったが、厳しい地方財政の状況の下では、一般財源のみではこれらの財政需要を十分に賄うことができなかったため、他の支援措置とあわせて、合併市町村の合併関係経費に充当するための補助金制度を創設する必要があった。				
他省庁、自治体等における類似事業					
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担					
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	合併市町村に対する支援	億円	459	649	98
予算執行率		%	100.0 (繰越除く)	97.6 (H18繰越含む)	100.0
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	<p>合併市町村においては、地方分権の受け皿として行政体制が整備されつつある一方で、規模拡大に伴い、住民の声が届きにくい、周辺部が取り残される、地域の伝統・文化の継承・発展が危うい等の懸念が指摘されてきた。これらの課題に対応するため、合併市町村においては、地域の実情を踏まえつつ、新しいまちづくりの中で、住民の利便性の確保、コミュニティ振興及び地域の伝統・文化の振興に向けた取組を継続的に進めている。</p> <p>こうした取組の成果は定量的に把握することはできないが、合併補助金により、これらの合併市町村に対する積極的な支援を行うことによって、合併市町村が一体的な振興や周辺地域への対応を適切に行えるようにする。</p>				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	合併市町村に対する支援	億円	459	649	98
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性、課題等)	<p>合併補助金の活用事例としては、①合併市町村の一体化を進めるための連絡道路建設や循環バスの運行などの交通関係、②地理情報システム、徴税システム等の電算システムの統合関係、③合併に伴う小中学校の統廃合や耐震改修、あるいはこれに伴う給食施設の整備などの学校教育関係、④歴史的に貴重な旧市町村の資料の収集・保存や無形民俗文化財の新市町村全域での広報等、地域の伝統・文化の振興関係等があり、合併補助金は、合併市町村の新しいまちづくりや住民サービスの確保、周辺地対策等に成果を上げている。</p> <p>しかし、これらの取組は、合併市町村において現在進めている過程であり、さらに時間を要すると考えられることから、市町村建設計画の期間内は、引き続き支援を行う必要がある。</p>				
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)					
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	<p>すでに平成13～21年度までの間に上記基準に基づき、580市町村に2085.4億円を交付したところであり、交付最終年度までの6年間に交付すべき残額は239.9億円となっている。合併市町村間の公平を確保する上でも、平成22年度以降も同様の交付基準で引き続き交付する必要がある。</p>				

合併市町村補助金

(項) 地方行政制度整備費
 (事項) 地方行政制度の整備に必要な経費
 (目) 市町村合併体制整備費補助金

1. 概要

- ・対象市町村＝旧合併特例法に基づき合併した市町村
 (平成18年3月31日までに合併した市町村)
- ・対象事業＝市町村建設計画に基づき実施する事業
- ・金額＝旧市町村の人口に応じ、
 旧市町村あたり6千万円～3億円を合算した額
- ・交付期間＝市町村建設計画の期間(概ね10年間)

旧市町村人口	金額(計)
～ 5,000人	6千万円
5,001 ～ 10,000人	9千万円
10,001 ～ 50,000人	1億5千万円
50,001 ～ 100,000人	2億1千万円
100,001人～	3億円

2. 実績

(単位: 億円)

	予算額		計
	(当初)	(補正)	
平成12年度	1.2	-	1.2
平成13年度	19.7	-	19.7
平成14年度	25.0	25.0	50.0
平成15年度	30.1	77.8	107.9
平成16年度	30.2	232.3	262.5
平成17年度	30.2	462.6	492.8
平成18年度	40.2	984.3	1,024.5
平成19年度	58.4	42.0	100.5
平成20年度	58.4	40.0	98.5
平成21年度	55.5	32.5	88.0

- ・21年度当初予算 55.5億円
 - ・21年度補正予算 32.5億円
- 計 88.0億円

平成22年度概算要求額: 55.5億円

(見直し前概算要求額: 77.7億円)

(参考)

平成22年度以降の所要額 239.9億円

(交付総額 2325.3億円 - 平成21年度以前交付額 2085.4億円)

施策・事業シート（概要説明書）					
担当府省名	総務省	予算事業名	日本放送協会交付金		
担当局庁名	情報流通行政局	上位施策事業名	ユビキタスネットワーク整備費	作成責任者	
担当課・室名	衛星・地域放送課国際放送推進室	事業開始年度	ラジオ国際放送：昭和26年度 テレビ国際放送：平成19年度	国際放送推進室長 松下 登	
事業/制度の 必要性	我が国の国情を正しく外国に伝え、海外同胞にその生命・身体等の保護のため災害、事件等を迅速に伝えるものである国際放送の確実な実施を国として担保する必要がある。 具体的には、昨今の映像による対外情報発信強化という世界的潮流の中、英語によるテレビ国際放送を強化し、ラジオ国際放送については、近隣諸国への外国語（中国語及び朝鮮語）による情報提供及び日本語による在外邦人向けの情報提供を行う必要がある。				
他省庁、自治体等における類似事業	無し				
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担	無し				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	ラジオ国際放送の実施	%	100%	100%	100%
	テレビ国際放送の実施	%		100%	100%
予算執行率		%	100%	100%	100%
成果目標 （現状の成果及び今後 どのようにしたいか、 定量的な成果）	【ラジオ国際放送】 （現状の成果）日本語、中国語、朝鮮語による放送を実施させることにより、近隣諸国への適切な情報発信及び在外邦人への必要な情報提供を行っている。 （今後の目標）引き続き、三言語により、近隣諸国への適切な情報発信及び在外邦人への情報提供を行っていく。 【テレビ国際放送】 （現状の成果）平成21年2月より完全英語による新たな外国人向けテレビ国際放送が開始されるなど、我が国からの映像による情報発信の充実に、効果を挙げている。 （今後の目標）英語による外国人向けテレビ国際放送の一層の充実を図っていく。				
成果実績 （成果指標の目標達成 状況等）	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	ラジオ国際放送の実施	%	100%	100%	100%
	テレビ国際放送の実施	%		100%	100%
事業/制度の 自己評価 （今後の事業/制度の 方向性、課題等）	我が国の国際放送は、昭和26年に短波によるラジオ国際放送が開始されて以降、国の要請（19年度以前は命令）に基づく放送とNHKの自主放送とが相まって、必要な役割を果たしてきたところ。開始以来ラジオ国際放送が主体であったが、近年は映像による対外情報発信強化という世界的潮流の中、テレビ国際放送を強化する（平成7年放送開始。19年度より放送命令を実施。）一方で、ラジオ国際放送については見直しを進めてきている。 今後も、国として必要な国際放送の確実な実施を確保する必要は変わらないことから、放送要請制度を維持する必要がある。なお、国際放送を実施する上でのテレビとラジオの役割分担等については、情勢に応じて、もっとも適切なあり方を検討する必要がある。				
比較参考値 （諸外国での類似事業 の例など）	主要国の国際放送については別添参照				
特記事項 （事業/制度の沿革、予 算の削減に向けた取組 み等）	【テレビ国際放送】 平成19年8月 情報通信審議会答申 「外国人向けの映像による国際放送」の在り方とその推進方策 平成19年12月 放送法改正（平成20年4月1日施行）				

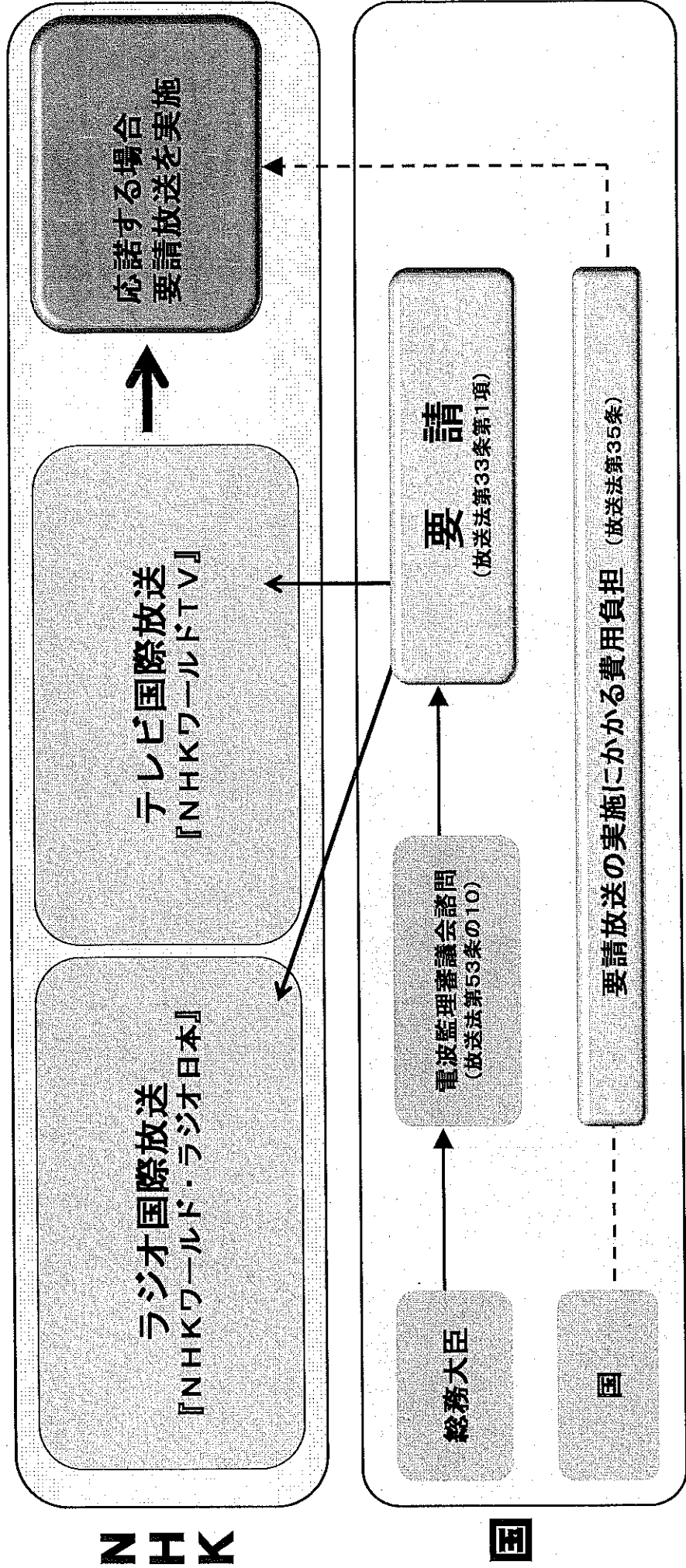
国際放送交付金予算要求と放送要請制度について

【22年度予算要求】

テレビ 24.5億円 (21年度予算額と同額)
 ラジオ 10.5億円 (同上)

上記の交付金は、放送法に基づき国の要請に応じてNHKが実施する国際放送に要する費用に対して交付するもの

【要請放送の制度】



NHK

国

主要国の国際放送

国名	サービス名(実施機関) 上段: ラジオ放送、下段: テレビ国際放送	経営形態	財源	運営経費
日本	NHKワールド・ラジオ日本(日本放送協会) NHKワールドTV(日本放送協会)	公共放送	受信料 政府交付金	約179億円(注3)
アメリカ	ボイス・オブ・アメリカ(BBG(放送管理委員会))	国営放送	政府予算	約183億円
イギリス	BBCワールドサービス(BBC(イギリス放送協会)) BBCワールドニュース(BBCワールド社)	公共放送 株式会社(注1)	政府交付金 広告料 視聴契約料	約539億円 約112億円
ドイツ	DW(ドイチェ・ベレ) DW-TV(ドイチェ・ベレ)	公共放送	政府交付金	約404億円
フランス	RFI(ラジオ・フランス・アンテルナショナル) フランス24(フランス24)	公共放送 株式会社(注2)	政府交付金 番組提供料等 政府交付金	約195億円 約120億円
中国	北京放送(CRI(中国国際ラジオ)) CCTV(CCTV)	国営放送	政府予算 政府予算 広告料	非公表
韓国	KBSワールドラジオ(KBS(韓国放送協会)) アリランTV(KIBF(韓国国際放送交流財団))	公共放送 財団法人	受信料、広告収入、 放送振興基金 放送発展基金、広告料、 番組販売等	約4億円 約53億円

(平成20年3月 第929回電波監理審議会提出資料より作成)

注1 BBC(公共放送)の100%子会社
注2 公共放送フランステレビジョンと商業放送TF1の共同出資により設立。平成18年12月放送開始。
注3 平成21年度予算

国際放送関係経費と交付額の推移

年度	NHK総額(億円) (テレビ国際放送は 平成7年より開始)	うち交付金(億円)	総額に占める 交付金の割合
昭和26	0.1	0.1	100.0%
27	0.4	0.3	65.0%
28	0.8	0.4	48.9%
29	1.0	0.5	53.3%
30	1.5	0.8	55.1%
)))
平成17	111.5	22.7	20.4%
18	110.0	22.6	20.5%
19	127.7	24.6 (うち、テレビ3.0)	19.3%
20	150.3	33.3 (うち、テレビ15.2)	22.2%
21	178.9	35.0 (うち、テレビ24.5)	19.6%

※ 平成20年度までは決算額、平成21年度は予算額。

※ NHK総額については切り捨て、交付金額、割合については四捨五入。

新テレビ国際放送（平成21年2月2日開始）について

従来

（日本語音声のニュース・番組あり）

日本語ニュース



- 昼間帯のみ生放送（15分）
- 夜間は再放送

英語ニュース



英語番組及び国内番組の英語化



廃止

平成21年2月2日以降

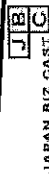
（24時間完全英語放送）

- 新スタジオから1日24時間毎正時に生放送（30分）
- アジア関連情報の強化～アジア情報はNHKから～

NEWSLINE



現代日本文化、産業技術等の硬軟織り交ぜた情報番組



民放や番組制作プロダクションが制作



（株）日本国際放送の独自番組

施策・事業シート（概要説明書）

担当府省名		総務省		予算事業名		年金記録の確認																																													
担当局庁名		行政評価局		上位施策事業名		年金記録への信頼回復		作成責任者																																											
担当課・室名		年金記録確認中央第三者委員会事務局		事業開始年度		平成19年度		明渡首席主任調査員																																											
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）		総務省設置法 総務省組織令 年金記録確認第三者委員会令		関係する通知、計画等																																															
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）																																																	
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 （官庁OB/役員数）	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/																																											
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額																																												
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画																																														
事業/ 制度概要	目的 （何のために）	年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示すため。																																																	
	対象 （誰/何を対象に）	社会保険庁、国民																																																	
	事業/制度内容 （手段、手法など）	総務省に設置された年金記録確認第三者委員会において、年金記録の訂正に関し判断。総務大臣は、委員会が作成したあっせん案を踏まえ、社会保険庁長官にあっせんを行う。																																																	
コスト	平成22年度概算要求額			人件費																																															
	事業費	3,602 百万円		}	職員構成	概算人件費 （平均給与×従事 職員数）		従事職員数																																											
	人件費	9,040 百万円			担当正職員	千円	人																																												
委員（1,000人）+非常勤職員 （1,500人）分 ※職員（700人）分の人件費は含ま ず。																																																			
総計	12,642 百万円		臨時職員他	千円	人																																														
これまでの同様の予算 項目の予算額等 （財源内訳/ 単位百万円）	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額																																															
	H19(決算額)	2,196																																																	
	H19(決算上の不用額)	0																																																	
	H20(決算見込額)	10,455																																																	
	H21(当初予算)	12,364																																																	
	H21(補正予算)	0																																																	
H22概算要求	12,642																																																		
平成22年度 予算内訳（補助金の場 合は負担割合等も）	<table border="0"> <tr> <td>(中央委員会)</td> <td>委員手当</td> <td>30.4百万円</td> <td>非常勤職員手当</td> <td>494.0百万円</td> <td>諸謝金</td> <td>0.3百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>職員旅費</td> <td>10.0百万円</td> <td>委員等旅費</td> <td>4.2百万円</td> <td>参考人等旅費</td> <td>0.6百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>庁費</td> <td>188.8百万円</td> <td>情報処理業務庁費</td> <td>208.5百万円</td> <td>土地建物借料</td> <td>128.6百万円</td> </tr> <tr> <td>(地方委員会)</td> <td>委員手当</td> <td>857.2百万円</td> <td>非常勤職員手当</td> <td>7,658.8百万円</td> <td>諸謝金</td> <td>3.6百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>職員旅費</td> <td>31.9百万円</td> <td>委員等旅費</td> <td>65.4百万円</td> <td>参考人等旅費</td> <td>8.9百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>庁費</td> <td>2,476.7百万円</td> <td>土地建物借料</td> <td>467.6百万円</td> <td>各所修繕</td> <td>6.7百万円</td> </tr> </table>									(中央委員会)	委員手当	30.4百万円	非常勤職員手当	494.0百万円	諸謝金	0.3百万円		職員旅費	10.0百万円	委員等旅費	4.2百万円	参考人等旅費	0.6百万円		庁費	188.8百万円	情報処理業務庁費	208.5百万円	土地建物借料	128.6百万円	(地方委員会)	委員手当	857.2百万円	非常勤職員手当	7,658.8百万円	諸謝金	3.6百万円		職員旅費	31.9百万円	委員等旅費	65.4百万円	参考人等旅費	8.9百万円		庁費	2,476.7百万円	土地建物借料	467.6百万円	各所修繕	6.7百万円
(中央委員会)	委員手当	30.4百万円	非常勤職員手当	494.0百万円	諸謝金	0.3百万円																																													
	職員旅費	10.0百万円	委員等旅費	4.2百万円	参考人等旅費	0.6百万円																																													
	庁費	188.8百万円	情報処理業務庁費	208.5百万円	土地建物借料	128.6百万円																																													
(地方委員会)	委員手当	857.2百万円	非常勤職員手当	7,658.8百万円	諸謝金	3.6百万円																																													
	職員旅費	31.9百万円	委員等旅費	65.4百万円	参考人等旅費	8.9百万円																																													
	庁費	2,476.7百万円	土地建物借料	467.6百万円	各所修繕	6.7百万円																																													

施策・事業シート（概要説明書）

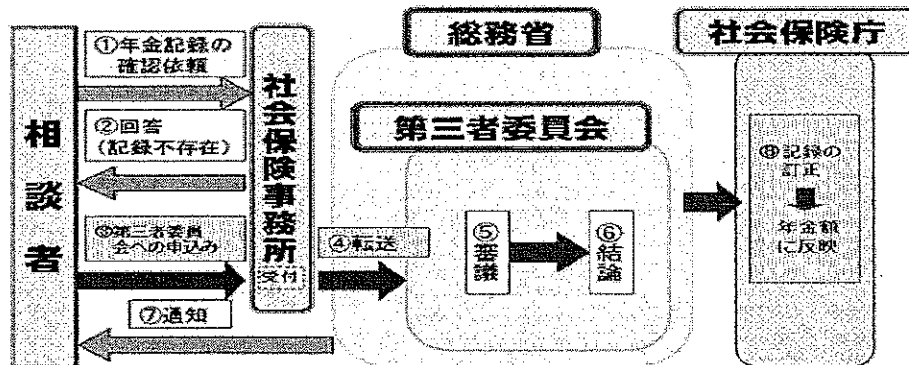
担当府省名	総務省	予算事業名	年金記録の確認		
担当局庁名	行政評価局	上位施策事業名	年金記録への信頼回復	作成責任者	
担当課・室名	年金記録確認中央第三者委員会事務局	事業開始年度	平成19年度	明渡首席主任調査員	
事業/制度の必要性	総務省における年金記録に関するあっせん等の実施については、いわゆる「年金記録問題」への対応策の一つとして、社会保険庁や厚生労働省とは異なる第三者的立場で行う必要があり、総務省の行政苦情に関するあっせん機能の活用が適当とされたことから総務省で行っているものであり、同様の役割を果たし得る機関が他にはないこと、現に多数の申立てがあること等に鑑みれば、本政策は必要不可欠。				
他省庁、自治体等における類似事業					
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担					
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	第三者委員会における処理件数	件	—	5,794	53,741
予算執行率		%	—	予備費及び流用で対応	92.2
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の立場に立った迅速な処理促進 ・19年度末までに申し立てられた事案については、概ね1年（21年3月末）を目途に処理を終えるとの政府目標は達成 ・現在は、20年度中に年金受給者から申し立てられた事案について、遅くとも21年中に処理との政府目標の下、処理中 				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	19年度末までに申し立てられた事案の処理状況（20年度末時点）	%	—	—	99.95
※全体の処理状況(21年12月1日現在)：76%（社保庁における処理を含む） 20年度受付事案のうち年金受給者に係るものの処理状況(21年12月1日現在)：97%					
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性、課題等)	年金記録に関するあっせん等の実施については、困難かつ経験のない業務を短期間に、様々な構成員からなる体制で処理しているにもかかわらず、体制整備と習熟度の向上に伴い月ごとの処理件数を飛躍的に増加させてきており、年金制度に対する国民の信頼の回復に資するものとなっている。今後も引き続き、審議の公平性を確保しつつも、更なる処理の推進が必要である。 20年度中に年金受給者から申し立てられた事案については、現在、97%まで処理を終了				
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)					
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	総務省における年金記録に関するあっせん等の実施については、いわゆる「年金記録問題」への対応策の一つとして、社会保険庁や厚生労働省とは異なる第三者的立場で行う必要があり、総務省の行政苦情に関するあっせん機能の活用が適当とされたことから総務省で行っているもの。 なお、現在、年金記録問題に対応して、厚生労働省に設置された年金記録回復委員会において、「記録を回復し正しい記録に基づく公的年金を受給できるようにするための方策及び関連事項」について検討が進められているところであり、行政評価局もこれに協力して対応しているところ。				

年金記録の確認

1 施策の概要

年金記録確認第三者委員会において、年金記録の確認について、国民の立場に立って申立てを十分に汲み取り、記録訂正に関し公正な判断を示すもの

2 年金記録の訂正に至る手順



3 現在までの取組

(1) 申立て135,084件(平成21年11月22日現在)

うち第三者委員会への転送120,572件

(2) 事案処理済み件数97,397件(平成21年12月1日現在)

- ・あっせん(年金記録の訂正が必要) 40,221件
- ・年金記録の訂正は不要 52,623件
- ・申立ての取り下げ 4,553件

(3) 申立件数の増加に対応するため、19年秋以来、委員と事務局職員を大幅に増員し、審議体制を強化

	(19年秋)	(20年1月)	(21年4月以降)
・委員数	338人	538人	約1,000人
・事務局職員数	468人	877人	約2,200人
・審議チーム(部会)数	54チーム	118チーム	245チーム

(4) 19年度に申し立てられた事案(約5万件)については、概ね1年を目途に処理を終えるとの政府目標(「年金記録問題に関する今後の対応」(20年1月24日年金記録問題に関する関係閣僚会議))を達成

(5) 委員会設置後の2年間の活動実績を総括し、今後の課題等を整理した報告書を取りまとめ、公表(平成21年6月24日)

4 現在の取組

(1) 年金受給者(無年金者を含む。以下同じ)からの申立てを優先的に処理

(2) 20年度に年金受給者から申し立てられた事案については、遅くとも21年中を目途に処理

5 所要経費	平成22年度概算要求額	平成21年度予算額
一般会計	12,642,203千円	12,364,440千円

年金記録確認中央第三者委員会 委員名簿

平成 21 年 7 月 9 日現在

いししい 石井	ひろたか 宏尚	前日本税理士会連合会副会長
うちの内野	さとし 覚	神奈川県社会保険労務士会副会長
えとう 衛藤	ひろあき 博啓	みずほ信託銀行顧問
おざわ 小澤	いさむ 勇	全国社会保険労務士会連合会副会長
◎ 棍谷	こう 剛	元日本弁護士連合会会長
かたおか 片岡	まきみつ 正光	税理士（行政相談委員）
く 久禮	かずひこ 和彦	東京都社会保険労務士会副会長
こうづ 神津	しんいち 信一	東京税理士会副会長
こじま 児島	しんこう 信弘	元春日部市総務部長
すずき 鈴木	たかし 孝	税理士
すずき 鈴木	まさる 暢	元東京都社会保険委員
せがわ 瀬川	とおる 徹	弁護士
せきぐち 関口	いちろう 一郎	社団法人全国行政相談委員連合協議会理事
○ 高野	としお 利雄	弁護士（元名古屋高等検察庁検事長）
つじもと 辻本	けいさく 京朔	元東京都社会保険委員
とうち 戸内	ようじ 洋二	元川崎市健康福祉局地域福祉部長
ないとう 内藤	のぶこ 信子	税理士
なかむら 中村	よしのぶ 喜信	元千代田区総務部長
なら 奈良	みちひろ 道博	元日本弁護士連合会副会長
のうだ 能田	むねたけ 宗建	税理士
はしもと 橋本	ひろこ 宏子	神奈川大学法学部教授
はしもと 橋本	ふくたか 副孝	弁護士
まつくら 松倉	よしのり 佳紀	元日本弁護士連合会副会長
まるやま 丸山	ふみえ 富美江	前東京都社会保険労務士会副会長
みなみ 南	まさご 砂	読売新聞東京本社編集委員

（五十音順）

[計 25名]

※ ◎は委員長、○は委員長代理

年金記録確認第三者委員会における審議状況

平成21年12月1日現在

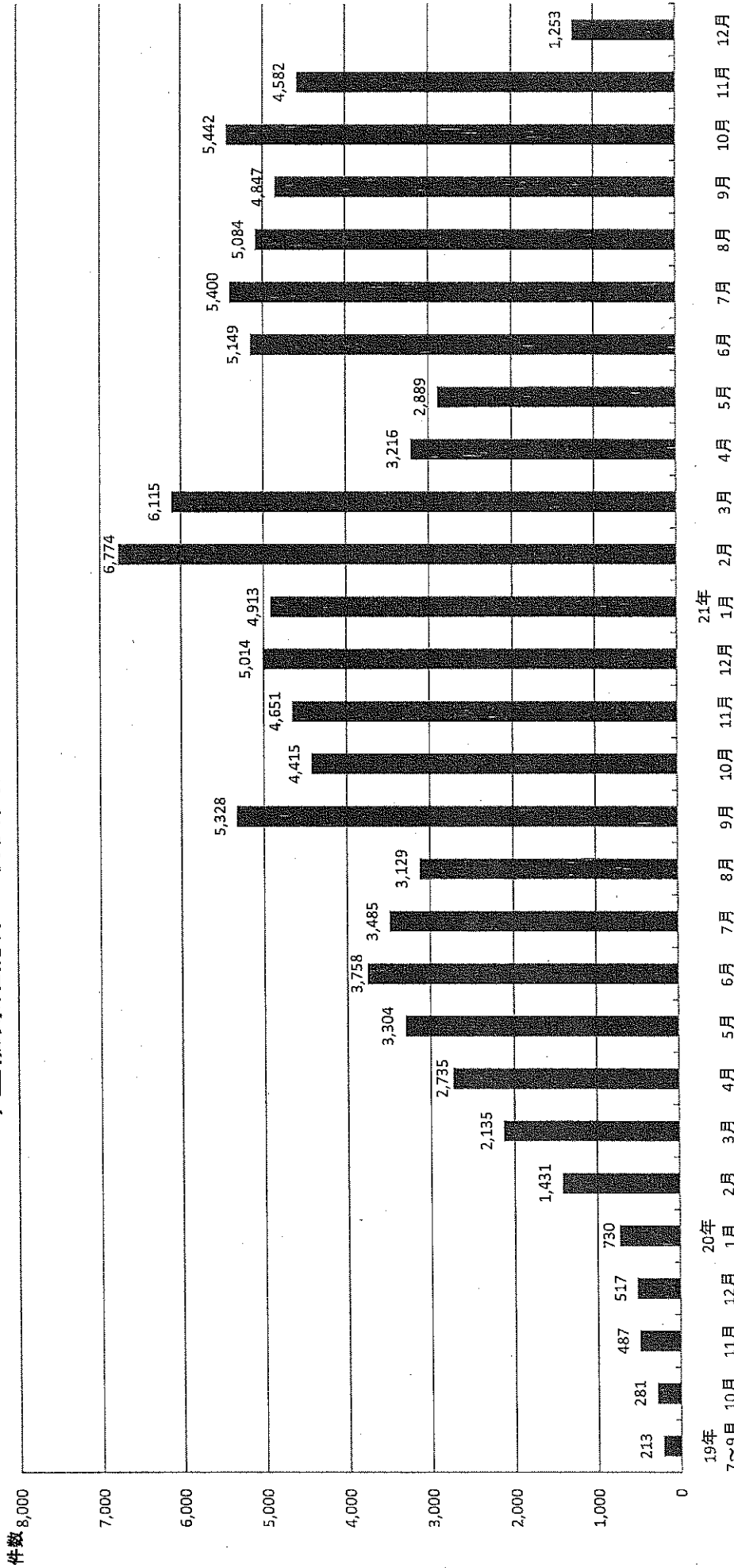
社会保険事務所等での受付件数（平成21年11月22日現在）	135,084件（A）
（社会保険事務所等での受付件数のほか、社会保険庁年金記録審査チームからの引継分を含む）	
内訳 厚生年金	73,757件
国民年金	61,327件
第三者委員会への送付件数（平成21年11月20日現在）	120,572件（B）
（社会保険事務所等での受付件数のほか、社会保険庁年金記録審査チームからの引継分を含む）	
内訳 厚生年金	64,470件
国民年金	56,102件
あっせん件数	40,221件
内訳 厚生年金	20,608件
国民年金	19,613件
訂正不要件数	52,623件
内訳 厚生年金	25,850件
国民年金	26,773件
申立取下件数等	4,553件
社会保険庁段階における処理件数	4,810件（C）
うち、職権訂正件数	1,442件

処理済件数（あっせん、訂正不要、取下げ等の合計）	97,397件（D）																
残り要処理件数	32,877件（A-(D+C)）																
処理の進捗状況	対受付件数：((D+C)/A) 76%																
	対送付件数：(D/B) 81%																
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成20年度の社会保険事務所等での受付件数</td> <td style="text-align: right;">49,800件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">【うち、年金受給者に係るもの】</td> <td style="text-align: right;">35,458件…①</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">年金記録の確認について第三者委員会において結論を得たもの （あっせん、訂正不要及び取下げ等の合計）</td> <td style="text-align: right;">44,401件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">【うち、年金受給者に係るもの】</td> <td style="text-align: right;">32,824件…②</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">社会保険庁段階での処理件数</td> <td style="text-align: right;">2,600件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">【うち、年金受給者に係るもの】</td> <td style="text-align: right;">1,722件…③</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">うち、職権訂正件数</td> <td style="text-align: right;">997件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">年金受給者に係るものの処理状況 ((②+③)/①)</td> <td style="text-align: right;">97%</td> </tr> </table>		平成20年度の社会保険事務所等での受付件数	49,800件	【うち、年金受給者に係るもの】	35,458件…①	年金記録の確認について第三者委員会において結論を得たもの （あっせん、訂正不要及び取下げ等の合計）	44,401件	【うち、年金受給者に係るもの】	32,824件…②	社会保険庁段階での処理件数	2,600件	【うち、年金受給者に係るもの】	1,722件…③	うち、職権訂正件数	997件	年金受給者に係るものの処理状況 ((②+③)/①)	97%
平成20年度の社会保険事務所等での受付件数	49,800件																
【うち、年金受給者に係るもの】	35,458件…①																
年金記録の確認について第三者委員会において結論を得たもの （あっせん、訂正不要及び取下げ等の合計）	44,401件																
【うち、年金受給者に係るもの】	32,824件…②																
社会保険庁段階での処理件数	2,600件																
【うち、年金受給者に係るもの】	1,722件…③																
うち、職権訂正件数	997件																
年金受給者に係るものの処理状況 ((②+③)/①)	97%																

注1) 社会保険庁段階での処理件数は、平成21年9月30日現在のもの。

注2) 年金受給者に係るものは、確認時点で年金受給者であるもの。

年金記録確認第三者委員会における処理件数の推移



※ 上記の他、社会保険庁段階で処理されたものが4,810件（平成21年9月30日現在）ある（うち勝権訂正1,442件）。

※ 平成21年12月分については、12月1日付けあっせん（1回分）まで計上している。

○ 総務省組織令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 246 号）（抜粋）

附 則

（年金記録確認中央第三者委員会）

第 22 条 当分の間、本省に、年金記録確認中央第三者委員会（以下この条において「中央委員会」という。）を置く。

2 中央委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の求めに応じ、厚生年金保険法第 28 条又は国民年金法第 14 条の規定による業務に関する苦情の申出についての必要なあっせん（以下「年金記録に係る苦情のあっせん」という。）に当たっての基本方針その他年金記録に係る苦情のあっせんに関する重要事項を調査審議すること。

二 総務大臣の求めに応じ、年金記録に係る苦情のあっせんであって他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が前号の中央委員会の調査審議の結果に従って策定した基本方針（次条第三項において「基本方針」という。）に基づき、あっせん案を作成すること。

3 前項に定めるもののほか、中央委員会に関し必要な事項については、年金記録確認第三者委員会令（平成 19 年政令第 186 号）の定めるところによる。

（年金記録確認地方第三者委員会）

第 23 条 当分の間、各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局及び各行政評価事務所に、それぞれ一の年金記録確認地方第三者委員会（以下この条において「地方委員会」という。）を置く。

2 前項の規定にかかわらず、北海道管区行政評価局に置かれる地方委員会の数は、4 とする。

3 地方委員会は、総務大臣の求めに応じ、年金記録に係る苦情のあっせんに関する調査を行い、当該調査の結果及び基本方針に基づき、あっせん案を作成する。

4 前項に定めるもののほか、地方委員会に関し必要な事項については、年金記録確認第三者委員会令の定めるところによる。

○ 年金記録確認第三者委員会令（平成 19 年 6 月 22 日政令第 186 号）

内閣は、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 8 条の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第 1 条 年金記録確認中央第三者委員会（以下「中央委員会」という。）は、委員 30 人以内で組織する。

2 年金記録確認地方第三者委員会（以下「地方委員会」という。）は、委員 20 人以内で組織する。

3 前項の規定にかかわらず、東京行政評価事務所に置かれる地方委員会は、委員 100 人以内で組織し、関東管区行政評価局、中部管区行政評価局、近畿管区行政評価局及び神奈川行政評価事務所に置かれる地方委員会は、委員 60 人以内で組織し、北海道管区行政評価局に置かれる地方委員会のうちの地方委員会並びに東北管区行政評価局、九州管区行政評価局、千葉行政評価事務所、新潟行政評価事務所、静岡行政評価事務所、京都行政評価事務所及び兵庫行政評価事務所に置かれる地方委員会は、委員 40 人以内で組織する。

4 中央委員会及び地方委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

5 中央委員会及び地方委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第 2 条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

（委員の任期等）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員長）

第 4 条 中央委員会及び地方委員会に、それぞれ、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、それぞれ、中央委員会又は地方委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第5条 中央委員会及び地方委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 中央委員会及び地方委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって中央委員会又は地方委員会の議決とすることができる。

(議事)

第6条 中央委員会及び地方委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 中央委員会及び地方委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

4 委員、臨時委員及び専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(資料の提出等の要求)

第7条 中央委員会又は地方委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 中央委員会の庶務は、総務省行政評価局行政相談課において処理する。

2 地方委員会の庶務は、当該地方委員会が置かれる各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局又は各行政評価事務所において処理する。

(雑則)

第9条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他中央委員会又は地方委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ、委員長が中央委員会又は地方委員会に諮って定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年政令第319号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年政令第134号)

この政令は、公布の日から施行する。

施策・事業シート（概要説明書）

担当府省名		総務省	予算事業名		投票人名簿システム構築交付金	
担当局庁名		自治行政局	上位施策事業名	国民投票制度準備等関係経費	作成責任者	
担当課・室名		管理課	事業開始年度	平成21年度	管理課長 菊池雄三	
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）		・日本国憲法の改正手続に関する法律 第20条、第136条	関係する通知、計画等			
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施				
		<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先：地方公共団体等）				
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔 <u>直接</u> ・間接〕（補助先：市町村 実施主体：市町村）				
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
支出先が 国法、公 益法人等 の場合	役員総数 （官庁08/役員数）					
	職員総数					
	積立金等の額					
事業/ 制度概要	目的 （何のために）	日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「国民投票法」という。）の施行の準備 （平成22年5月18日施行）				
	対象 （誰/何を対象に）	市町村に対して、投票人名簿システムの構築に要する費用を交付				
	事業/制度内容 （手段、手法など）	市町村の選挙管理委員会は、国民投票が行われる場合に、投票人名簿を調製しなければならない（国民投票法第20条）とされており、この投票人名簿を調製するために必要な情報システムの構築に要する費用は、国庫の負担とされている（国民投票法第136条）。 これらの規定に基づいて、投票人名簿システム構築交付金を、平成21年度、平成22年度の2ヶ年で交付することとしている。				
コスト	平成22年度概算要求額		人件費			
	事業費	2,094 百万円	}	職員構成	概算人件費 （平均給与×従事職員数）	従事職員数
	人件費	— 百万円		担当正職員	千円	人
	総計	2,094 百万円		臨時職員他	千円	人
これまでの同様の予算 項目の予算額等 （財源内訳/ 単位百万円）	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額			
	H19(決算額)	—				
	H19(決算上の不用額)	—				
	H20(決算見込額)	—				
	H21(当初予算)	4,623				
	H21(補正予算)	—				
H22概算要求	2,094					
平成22年度 予算内訳（補助金の場 合は負担割合等も）	投票人名簿システム構築交付金 2,094百万円（10/10）					

施策・事業シート (概要説明書)					
担当府省名	総務省	予算事業名	投票人名簿システム構築交付金		
担当局庁名	自治行政局	上位施策事業名	国民投票制度準備等関係経費	作成責任者	
担当課・室名	管理課	事業開始年度	平成21年度	管理課長 菊池雄三	
事業/制度の 必要性	国民投票の施行の準備は、総務省の所掌事務とされている。 (総務省設置法第4条第42号)				
他省庁、自治体等に おける類似事業					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	市町村の選挙管理委員会は、国民投票が行われる場合に、投票人名簿を調製しなければならない(国民投票法第20条)とされており、この投票人名簿を調製するために必要な情報システムの構築に要する費用は、国庫の負担とされている(国民投票法第136条)。これらの規定に基づいて、投票人名簿システム構築交付金を、平成21年度、平成22年度の2ヶ年で交付することとしている。				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
予算執行率		%			
成果目標 (現状の成果及び今後 どのようにしたいか、 定量的な成果)	投票人名簿システムの構築を行い、国民投票の施行の準備に万全を期する。				
成果実績 (成果指標の目標達成 状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
事業/制度の 自己評価 (今後の事業/制度の方 向性、課題等)	投票人名簿システムの構築を行い、国民投票の施行の準備に万全を期する。				
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)	なし				
特記事項 (事業/制度の沿革、予 算の削減に向けた取組 み等)	市町村の選挙管理委員会は、法律の施行に支障のないよう、投票人名簿システムの構築を目指して事業を実施しているところ。 投票人名簿システム構築を実施する1,724団体のうち、1,120団体は21年度中に事業を終了。残りのうち、ほとんどの団体は2ヶ年事業として契約済み。 なお、当該事業は平成22年度で終了する。				

投票人名簿システム構築交付金の概要

背景

国民投票法は、平成19年5月18日に公布され、平成22年5月18日から施行するものとされている(国民投票法附則第1条)。

国民投票の施行の準備は、総務省の所掌事務とされている(総務省設置法第4条第42号)。

投票人名簿の必要性・費用負担

市町村の選挙管理委員会は、国民投票が行われる場合に、投票人名簿を調製しなければならない(国民投票法第20条)とされており、この投票人名簿を調製するために必要な情報システムの構築に要する費用は、国庫の負担とされている(国民投票法第136条)。

投票人名簿システム構築交付金

国民投票法第136条の規定に基づいて、投票人名簿システム構築交付金を、平成21年度、平成22年度の2ヶ年で交付することとしている。

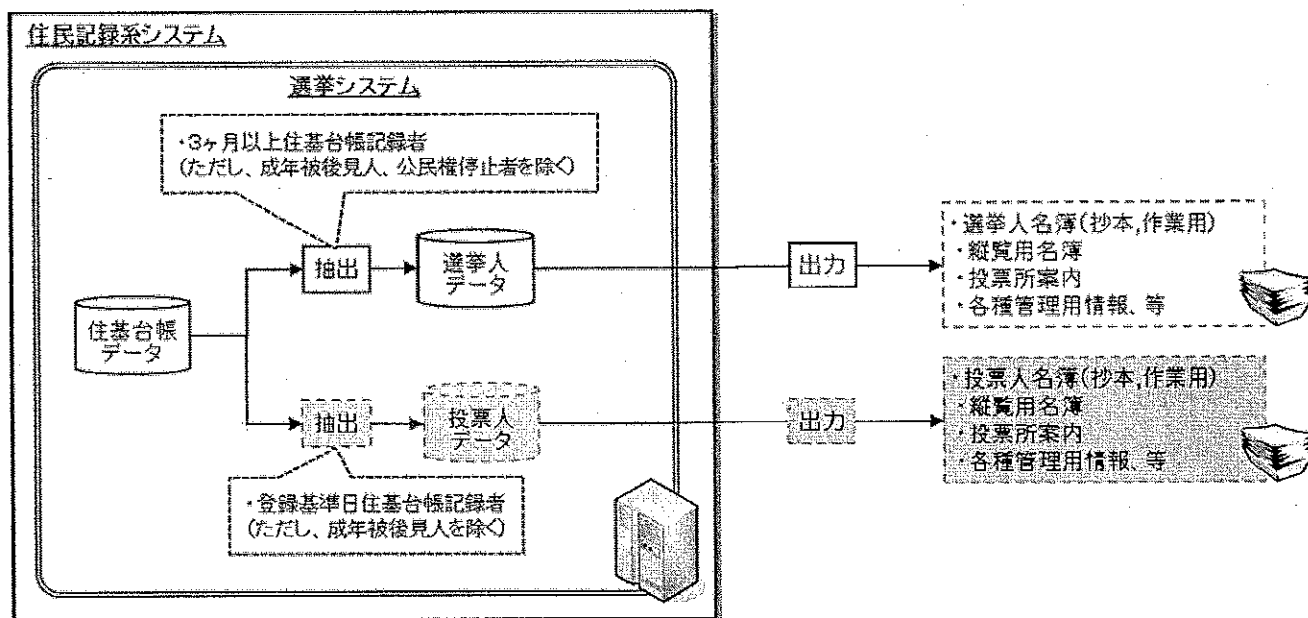
平成21年度予算額 4,623百万円

平成22年度予算要求額 2,094百万円

投票人名簿システムの概要

各市町村が、所有する情報システムを改修し、投票人名簿を調製するために必要な情報システムを構築する。

構築例  ⇒ 改修により追加する部分



事業の実施状況

市町村の選挙管理委員会は、法律の施行に支障のないよう、投票人名簿システムの構築を目指して事業を実施しているところ。

投票人名簿システム構築を実施する1,724団体のうち、1,120団体は21年度中に事業を終了。残りのうち、ほとんどの団体は2ヶ年事業として契約済み。

○日本国憲法の改正手続に関する法律 (平成十九年五月十八日法律第五十一号) (抄)

(投票人名簿)

第二十条 市町村の選挙管理委員会は、国民投票が行われる場合においては、投票人名簿を調製しなければならぬ。

二、四略

五 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該国民投票に限り、その効力を有する。

(費用の国庫負担)

第三十六条 国民投票に関する次に掲げる費用その他の国民投票に関する一切の費用は、国庫の負担とする。

一 投票人名簿及び在外投票人名簿の調製に要する費用 (投票人名簿及び在外投票人名簿を調製するために必要な情報システムの構築及び維持管理に要する費用を含む)。(略)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日から施行する。

○総務省設置法 (平成十一年七月十六日法律第九十一号) (抄)

(所掌事務)

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

(中略)

四十一 最高裁判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票、日本国憲法改正の国民の承認に係る投票及び地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に関する制度の企画及び立案に関すること。

四十二 前二号に掲げる選挙、国民審査及び投票の施行の準備に関すること。

四十三 第四十号及び第四十一号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に関すること。

施策・事業シート（概要説明書）									
担当府省名		総務省		予算事業名		総合無線局監理システムの構築と運用			
担当局庁名		総合通信基盤局		上位施策事業名		電波利用料財源電波監視等実施費		作成責任者	
担当課・室名		電波政策課 電波利用料企画室		事業開始年度		平成5年度		電波利用料企画室長 野崎 雅哉	
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）		電波法第103条の2第4項第2号（総合無線局管理ファイルの作成及び管理）		関係する通知、計画等		・オンライン利用拡大行動計画(H21.9IT戦略本部決定) ・電子政府ユーザビリティガイドライン(H21.7CIO連絡会議決定)			
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 機器借料、土地借料、職員旅費等 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：民間） 開発、運用、プロジェクトマネジメント支援等 <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）							
支出先が独立法人等の場合	役員総数（官庁OB/役員数）	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/	
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員報酬総額		
	積立金等の額		内訳		今後の活用計画				
事業/制度概要	目的（何のために）	無線局監理事務の効率化、無線局免許人への行政サービスの向上等の支援を目的に、電波利用料を財源として構築された無線局データベースを基盤とした全国規模の総合的な業務処理システム。							
	対象（誰/何を対象に）	部内：無線局の許認可業務及び電波監視業務に従事する職員 部外：無線局免許人、無線局を開局しようとする者							
	事業/制度内容（手段、手法など）	平成5年度から3年を1期として、段階的に総合無線局監理システムを構築・更改するとともに、同システムの運用により年間約30～60万件の無線局免許処理を迅速かつ効率的に実施。また、無線局免許人等からの同システムへのアクセスにより、無線局免許申請等に有効な各種関連情報提供サービスを実施。なお、同システムの主な業務処理機能は次のとおり。 ①無線局申請等処理：無線局の許認可に係る業務支援（業務審査、技術審査、免許状作成等） ②周波数管理：周波数管理に係る業務支援（周波数利用状況の把握等） ③技術計算：混信計算、受信品質計算等 ④伝搬障害防止：伝搬障害防止区域の指定、障害判定等 ⑤無線局監督：無線局検査に係る業務支援（検査計画作成、検査通知等） ⑥電波利用料徴収：電波利用料徴収に係る業務支援（債権確認、収納、督促等） ⑦無線局統計：無線局数等の統計データ管理、統計分析等 ⑧電子情報提供：電波利用手続等の情報提供							
コスト	平成22年度概算要求額			人件費					
	事業費	5,960 百万円		}	職員構成	概算人件費（平均給与×従事職員数）		従事職員数	
	人件費	百万円			担当正職員	千円		人	
総計	5,960 百万円		臨時職員他		千円		人		
これまでの同様の予算項目の予算額等（財源内訳/単位百万円）	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	7,898							
	H19(決算上の不用額)	167							
	H20(決算見込額)	6,410							
	H21(当初予算)	6,081							
	H21(補正予算)								
H22概算要求	5,960								
平成22年度予算内訳（補助金の場合には負担割合等も）			本省			地方			
	電波監視等業務旅費		1百万円			7百万円			
	電波監視等業務庁費		2,817百万円			10百万円			
	電子計算機等借料		2,818百万円			0百万円			
	通信専用料		119百万円			0百万円			
	土地建物借料		188百万円			0百万円			
合計		5,943百万円			17百万円				

施策・事業シート（概要説明書）

担当府省名	総務省	予算事業名	総合無線局監理システムの構築と運用		
担当局庁名	総合通信基盤局	上位施策事業名	電波利用料財源電波監視等実施費	作成責任者	
担当課・室名	電波政策課 電波利用料企画室	事業開始年度	平成5年度	電波利用料企画室長 野村 浩祐	
事業/制度の必要性	全国約1億1千万局の無線局データベースを一元的に管理するとともに、新たな無線局の開局申請、既存無線局の変更申請等に対する審査業務、電波利用徴収業務等を効率的、一体的かつ安全に処理する上で、同システムの構築及び安定的運用が必要。				
他省庁、自治体等における類似事業	【特許庁】電子出願関連事務処理システムの整備・運用 【国土交通省】自動車登録検査業務電子情報処理システムの整備・運用				
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担	電波利用料の徴収事務処理において、財務省所管の「歳入金電子納付システム」、郵政事業(株)所管の「コンピュータ郵便システム」、日本マルチペイメントネットワーク運営機構所管の「マルチペイメントネットワークシステム」と総合無線局監理システムとを相互接続し、ワンストップでの電子処理を実施。				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	無線局数	百万局	102.8	108.1	112.1
	総合無線局監理システム平均稼働率	%	99.8	99.86	99.94
予算執行率		%	97.9	97.9	88.0
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	<p>(現状の成果)</p> <p>平成17～19年度においてシステムのオープン化を実現。また、平成20年度において多様なアプリケーションを動作させるサーバーを一部共用化し、システムの効率的運用を図っている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>端末(約1400台)の共有化(シンククライアント化)、サーバーの共有化、データベースの統合化、制度改正等に伴う機能改修費の低減に資するシステムの見直しを実施するとともに、無線局免許人等への各種情報提供サービスの充実及び申請等の利便性向上を図る。</p>				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	一般情報提供システム(電波利用ホームページ)へのアクセス件数	万件	725	988	1,232
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性、課題等)	<p>・総合無線局監理システムに関する費用については、平成16年度のピーク時(約130億円)以後、国庫債務負担行為による電子計算機等の複数年リース契約の活用、メインシステムの都心から仙台への移転等により半額以下まで削減してきている。</p> <p>また、調達に際しては、情報システムに係る政府調達の基本指針(H19.3C10連絡会議決定)を踏まえ、CIO補佐官による助言等、第三者の意見を踏まえて適正な調達実施に努めているところ。</p> <p>・今後、システムの機器更改時期等を踏まえながら、端末の共有化(シンククライアント化)、サーバーの共有化、データベースの統合化を実施していくことにより、さらなる経費削減に努めている。</p>				
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)					
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)					

**総務省事業仕分け 補足御説明資料
(総合無線局監理システムの構築と運用)**

平成21年12月
総合通信基盤局

電波利用料制度の概要

電波利用料は、不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に關し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人に公平に分担していただく、いわゆる電波利用の共益費用として負担を求めもの。

電波利用料制度は3年ごとに見直ししており、その期間に必要な電波利用共益事務にかかる費用を同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして、見直しごとに電波利用共益事務の内容及び料額を検討し決定。

平成22年度の電波利用料の予算規模は約711.9億円を想定

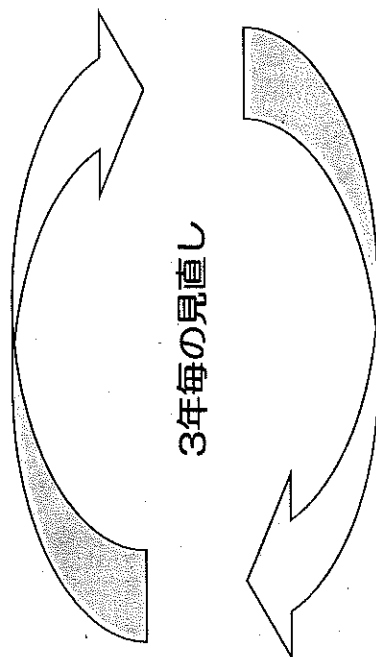
主な用途は、地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援（約307.5億円）、電波資源拡大のための研究開発等（約110.9億円）、携帯電話等エリア整備事業・電波遮へい対策事業（約107.0億円）、総合無線局監理システムの構築・運用（約59.6億円）等

主な用途

電波利用料の用途は電波法第103条の2第4項に具体的に限定列挙

- ・不法電波の監視
- ・総合無線局監理システムの構築・運用
- ・電波資源拡大のための研究開発等
- ・電波の安全性調査
- ・携帯電話等エリア整備事業
- ・地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援
- ・電波遮へい対策事業 等

電波の適正な利用の確保
(電波利用共益事務)



電波利用料の支払
(免許人による費用負担)

主な無線局免許人

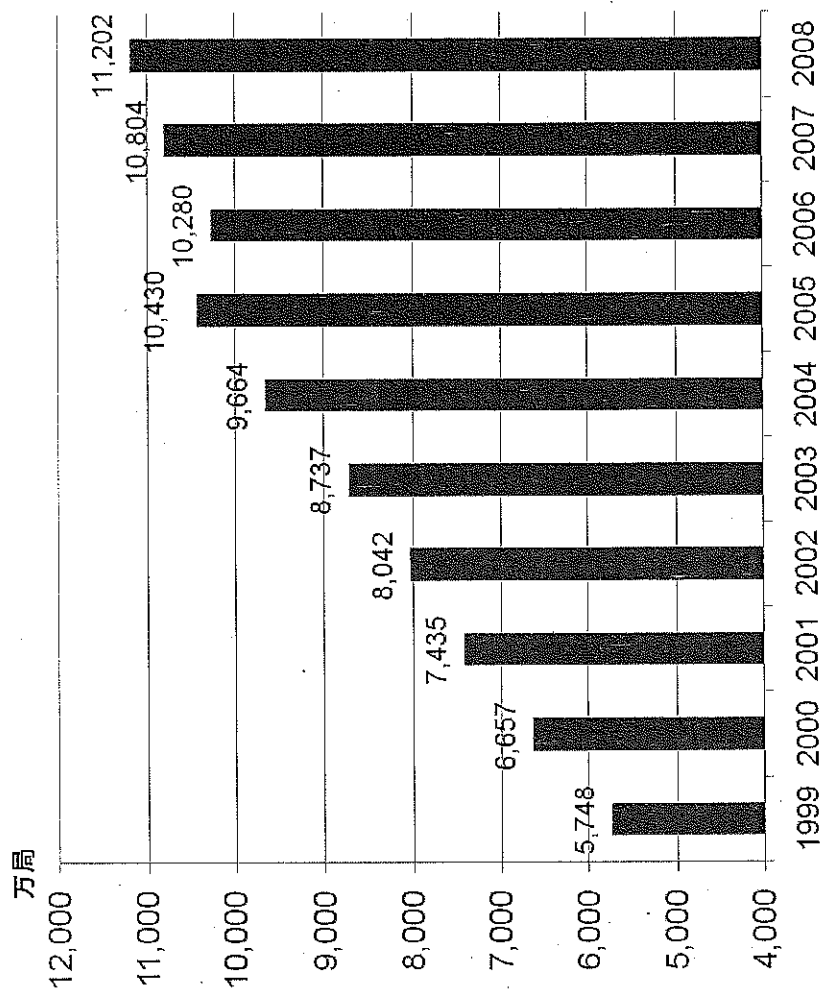
- ・携帯電話事業者
- ・放送事業者
- ・衛星通信事業者
- ・電力事業者
- ・アマチュア無線等

総合無線局監理システムの概要

近年、我が国では電波の利用が様々な分野において著しく拡大し、無線局数は増加の一途を辿っており、これに伴い無線局監理事務の量も膨大なものとなっている。

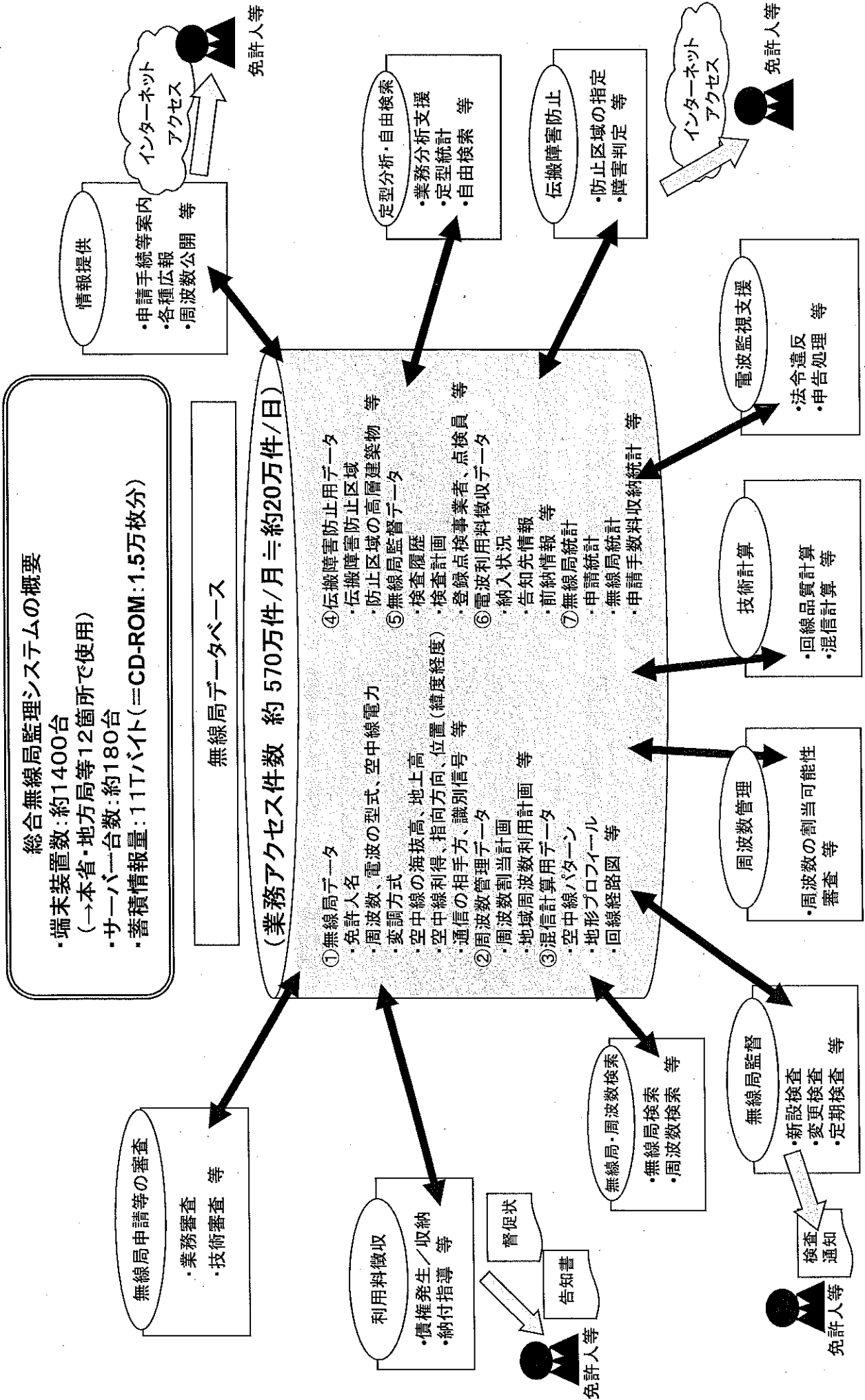
総合無線局監理システムは、無線局監理事務の効率化、無線局免許人への行政サービス向上等を目的に、電波利用料を財源として構築された、無線局データベースを基盤とした全国規模の総合的な業務処理システムである。平成5年度から3年を1期として、段階的にシステムの機能の高度化を行ってきた。総合無線局監理システムの主な業務処理機能は、次のとおりである。

- (1) 無線局申請等処理：無線局の許認可に係る業務支援
(審査、免許状作成等)
- (2) 周波数管理：周波数管理に係る業務支援
(周波数利用状況の把握等)
- (3) 技術計算：混信計算、受信品質計算等
- (4) 伝搬障害防止：伝搬障害防止区域の指定、障害判定等
- (5) 無線局監督：無線局検査に係る業務支援
(検査計画作成、検査通知等)
- (6) 電波利用料徴収：電波利用料徴収に係る業務支援
(債権確認、収納、督促等)
- (7) 無線局統計：無線局数等の統計データ管理、統計分析等
- (8) 電子情報提供：電波利用手続等の情報提供



無線局数の推移

総合無線局監視システムの業務処理（概要）

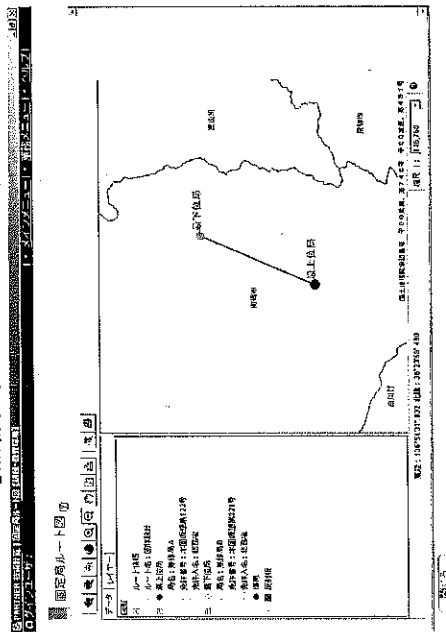


総合無線局監視システムの業務処理（技術計算、伝搬障害防止、伝搬障害防止）

技術計算業務

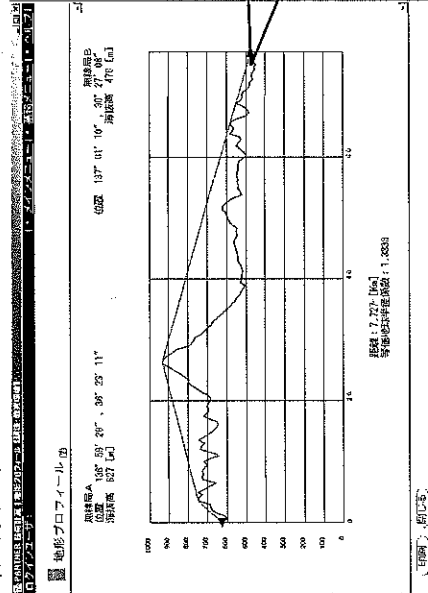
無線局の開局時の電波受信可否や他局との干渉有無等の技術審査支援を目的とした計算機能

【無線回線ルートの確認】



両端の2地点間で固定回線の設定の可否を審査するため、山岳等による減衰があっても、受信側で所要の受信品質を確保出来るかを判定する機能

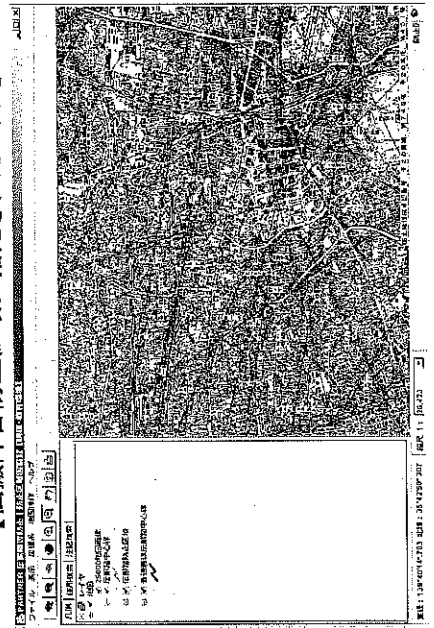
【無線局間に、山岳等による減衰が生じているか検証】



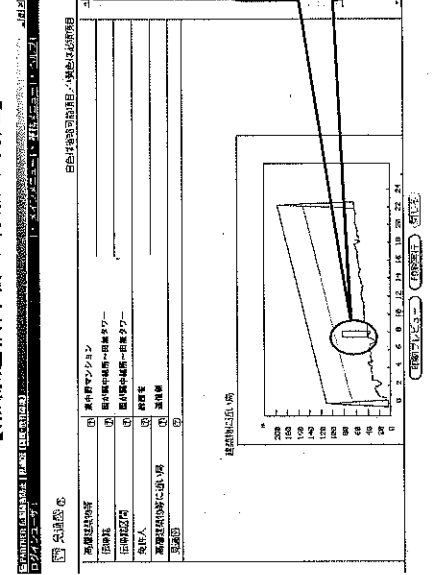
伝搬障害防止業務

高層建築物等の建築による重要無線通信への伝搬障害を未然に防ぐための障害判定を目的とした計算機能

【伝搬障害防止区域に指定されたエリア】

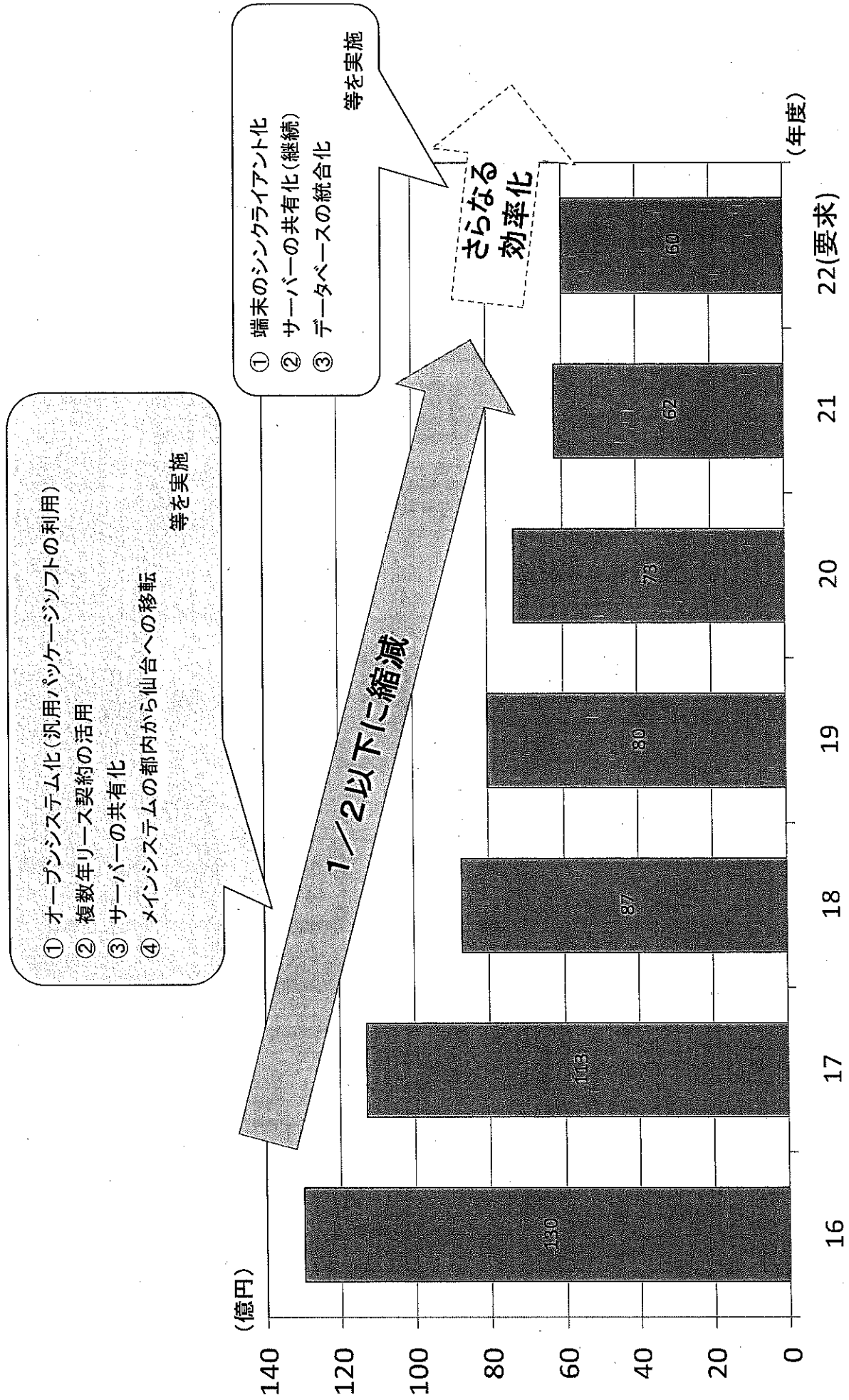


【無線通信障害の有無の判定】



高層建築物の建築が両端の2地点間のマイクロ固定回線に伝搬障害を引き起こすかどうかを簡易判定する機能

総合無線局監理システムの予算（H16～H22年度）



施策・事業シート（概要説明書）

担当府省名		総務省		予算事業名		独立行政法人統計センター運営費		
担当局庁名		統計局		上位施策事業名		統計の体系的な整備・提供 作成責任者		
担当課・室名		総務課		事業開始年度		平成15年度 総務課長 杉山 茂		
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）		独立行政法人通則法第46条 総務省設置法第4条第85号		関係する通知、計画等		公的統計の整備に関する基本的な計画、独立行政法人統計センターが達成すべき業務運営に関する目標		
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施						
		<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：_____）						
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先：統計センター 実施主体：同左）						
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：_____） <input type="checkbox"/> その他（_____）						
支出先が独法、公益法人等の場合	役員総数（官庁OB/役員数）	3/6 <small>(1名現役出向)</small>	常勤役員数	2/3 <small>(1名現役出向)</small>	非常勤役員数	1/3	監事等	1/2
	職員総数	855	内、官庁OB	316 <small>(全て現役人事異動)</small>	役員報酬総額	54,242千円	官庁OB役員報酬総額	35,537千円
	積立金等の額	563百万円	内訳	人件費426百万円 消費税還付100百万円 その他37百万円		今後の活用計画	独法通則法第44条に基づき適切に処理。	
事業/制度概要	目的（何のために）	独立行政法人統計センター法（平成11年法律第219号）に基づき、総務省所管の国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表（統計の作成）を始めとする、各種の統計調査の製表事務等を行うために必要な財源を運営費交付金として交付するため。						
	対象（誰/何を対象に）	独立行政法人統計センター						
	事業/制度内容（手段、手法など）	独立行政法人統計センターの主な事業は以下のとおり。 ・国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表 ・国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けての統計調査の製表 ・統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積・加工等 ・前段に掲げる業務に必要な技術の研究 ・上記全てに掲げる業務に付帯する業務						
コスト	平成22年度概算要求額			人件費				
	事業費	2,386 百万円		}	職員構成	概算人件費（平均給与×従事職員数）	従事職員数	
	人件費	7,585 百万円			担当正職員	6,404,324 千円	855	人
総計	9,971 百万円		臨時職員他		千円		人	
これまでの同様の予算項目の予算額等（財源内訳/単位百万円）	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額				
	H19(決算額)	9,067						
	H19(決算上の不用額)	0						
	H20(決算見込額)	9,399						
	H21(当初予算)	10,350						
	H21(補正予算)	-						
H22概算要求	9,971							
平成22年度予算内訳（補助金の場合には負担割合等も）	独立行政法人統計センター運営費交付金 9,971百万円 人件費 7,585百万円 一般管理費 337百万円 業務経費 2,049百万円 経常統計調査等 955百万円 周期統計調査 1,094百万円							

施策・事業シート（概要説明書）

担当府省名	総務省	予算事業名	独立行政法人統計センター運営費		
担当局庁名	統計局	上位施策事業名	統計の体系的な整備・提供	作成責任者	
担当課・室名	総務課	事業開始年度	平成15年度	総務課長 杉山 茂	
事業/制度の必要性	独立行政法人統計センターは、総務省所管の国勢調査やその他国勢の基本に関する統計調査の製表を始め、各種統計調査の製表を行うことを主要業務としており、統計作成の一連の業務の一翼を専門的に担う機関として重要な役割を果たしている。 第2期中期目標の3年目となる平成22年度は、同目標において求められている業務運営の高度化、効率化を一層推進するとともに、国勢調査を始めとする大規模周期統計調査等の製表業務の確実な履行を確保するために引き続き必要である。				
他省庁、自治体等における類似事業	なし				
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担	国の中央統計機関として ・各府省や地方公共団体の重要統計について、統計センターが確実かつ効率的に作成 ・国の統計調査に係る地方の事務軽減のため、国勢調査や経済センサスにおける産業格付業務を統計センターに集約				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	公的統計の体系的な整備・提供	百万円	9,466	9,067	9,399
予算執行率		%	100	100	100
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	・各種統計調査の製表業務の確実な履行 ・業務運営の高度化・効率化を一層推進し、新統計法への対応としてオーダーメイド集計、匿名データの作成・提供など、新たな取組みを展開				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	総務省独立行政法人評価委員会による評価 (平成20年度は36項目からなる業務の実績について、AA、A、B、C、Dの5段階で評価)	—	AA:4件 A:24件	AA:5件 A:26件 B:1件	AA:8件 A:24件 B:4件
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性、課題等)	・各種統計調査の製表業務の確実な履行 ・業務運営の高度化・効率化を一層推進し、新統計法への対応としてオーダーメイド集計、匿名データの作成・提供など、新たな取組みを展開				
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)	主要先進国においては、重要統計の作成は、国（中央統計局）が自ら実施				
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	<沿革> ・明治18年 内閣統計局 ・昭和24年 総理府統計局製表部 ・昭和59年 総務庁統計センター ・平成13年 総務省統計センター ・平成15年 独立行政法人統計センター <役職員の給与水準> 対国家公務員比 92.9 (平成20年度) <予算削減に向けた取組み> 中期計画において目標を定め、着実に予算の削減に向けた取組を実施している。 ○第1期中期計画（平成15年度～19年度） 業務経費及び一般管理費の9.8%削減（目標値：3%以上削減）、ICTの導入による基盤整備の推進などにより、所期の目標が達成された。 ○第2期中期計画（平成20年度～24年度） 【業務経費及び一般管理費】中期目標期間の期末年度までに、前期末年度（平成19年度）比15%以上の効率化を実施。 →平成20年度決算において、4.4%の効率化を実現。 【常勤の役員及び職員に係る人員】中期目標期間の期末年度までに、前期末（平成19年）比6.6%以上の効率化を実施。 なお、平成22年度予算要求では、上記の取組み等により全体で対前年度比3.7%減の金額（3.8億円減）を要求しているところである。				

独立行政法人統計センターの概要

- 法人形態 特定独立行政法人〔公務員型〕
- 設立年月日 平成15年4月1日（総務省の組織から移行）
- 設立根拠法 独立行政法人通則法
独立行政法人統計センター法
- 経営理念 知識と技術、経験を活かした社会に役立つ「正確な統計の作成」
効率的な業務遂行を追求した「統計の迅速な提供」
個人、法人その他被調査者すべての「秘密の保護の徹底」
新たな技術の導入と研究による統計作成の「弛まぬ技術の向上」
社会経済の発展と国民生活の向上に寄与する「新たな価値の創造」

■業務内容〔我が国の中央統計機関としての機能・役割〕

（1）国の基幹的統計の作成

〔国勢調査、労働力調査（完全失業率）、消費者物価指数、家計調査、経済センサス、住宅・土地統計調査、科学技術研究調査 など〕

（2）国の行政機関・地方公共団体の統計作成の支援

〔職種別民間給与実態調査（人事院）、地方公務員給与実態調査（総務省）、賃金構造基本調査（厚生労働省）、商業統計調査（経済産業省）、建築着工統計調査（国土交通省） など〕

（3）統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積・加工等（公的統計基盤の整備・提供）

〔政府統計共同利用システムの運用管理、新統計法に対応したオーダーメイド集計・匿名データの提供 など〕

等

- 役員 理事長、理事3、監事2 ※ 理事1人・監事2人は非常勤
- 職員数 855人（設立時953人） ※ 平成21年4月1日現在
- 職員適用法規制 守秘義務、労働争議の禁止、政治的行為の制限、兼業禁止、求職・再就職規制、倫理規制、公表前数値の漏洩・盗用禁止 等

- 資本金 なし
- 保有土地・建物 なし（総務省第二庁舎の一部を使用）
- 運営費交付金 平成21年度 103.5億円
平成22年度予算概算要求 99.7億円

参考 第1期中期目標期間(H15～H19)総額 490.1億円（うち国庫還付15億円）

- 給与水準 対国92.9%（地域勘案83.1%）、対他独法87.4%、対民間84.2%
※対民間は、同じ産業分類に該当する情報通信業（東京）の給与水準との比較指数

- 備考 第169回国会で統計センターの役職員を非公務員化する「（独）統計センター法」が審議されたが、第171回国会の衆議院解散に伴い審議未了、廃案となった。

主要国の中央統計機関の組織・機能

		アメリカ	イギリス	フランス	カナダ	日本
調査 製表		商務省 センサス局	国家統計局	経済財政省 統計経済研究院	統計局	総務省統計局 (独)統計センター
	主要作成統計	人口センサス 経済センサス ビジネスフレーム 等	人口センサス ビジネスフレーム CPI 失業率 SNA 等	人口センサス ビジネスフレーム CPI 失業率 SNA 等	人口センサス ビジネスフレーム CPI 失業率 SNA 等	人口センサス 経済センサス ビジネスフレーム CPI 失業率 等
職員数		9,033人	3,971人	6,452人	5,177人	460人 855人

中央統計機関

注1. 各国及び中央統計機関で作成する統計の範囲、規模、方法等は国によって異なるため、「職員数」及び「国の統計職員数」については、単純に比較することはできない。

注2. 日本の職員数は平成21年4月1日現在、主要国の職員数は、平成20年1～3月時点の数値。

施策・事業シート (概要説明書)									
担当府省名		総務省		予算事業名		地域イントラネット基盤施設整備事業			
担当局庁名		情報流通行政局		上位施策事業名		情報通信格差是正事業費		作成責任者	
担当課・室名		地域通信振興課		事業開始年度		平成10年度		地域通信振興課 奈良 俊哉	
根拠法令 (具体的な条文 (〇条〇項など) も記載)		総務省設置法第4条第63号 ※情報の電磁的流通のための施設整備の促進等		関係する通知、計画等					
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施							
		<input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:)							
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金 [直接] (補助先及び実施主体: 地方公共団体 (第3セクターも含む))							
		<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)		/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数			内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員報酬総額	
	積立金等の額			内訳		今後の活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)		学校、図書館、公民館、市役所など公共施設を超高速で接続する地域公共ネットワークの整備を支援することにより、採算性の観点から民間による参入が見込めない離島等条件不利地域をはじめとした情報通信基盤の高度化を推進し、情報通信格差の是正に資する。						
	対象 (誰/何を対象に)		情報通信ネットワークに係るサービスの格差是正に資する地域イントラネット基盤施設などを整備する地方公共団体等に対して、国がその経費の一部補助を行う						
	事業/制度内容 (手段、手法など)		【補助対象主体及び補助率】 ① 都道府県、市町村単独 及び 都道府県、政令市、中核市から成る連携主体 (補助率: 1/3) ② ①以外の連携主体、合併市町村及び沖縄県、沖縄県内の市町村 (補助率: 1/2) (注) 合併市町村については、合併年度及びこれに続く一年度に限る。 ③ 離島 (補助率: 2/3) ④ 第三セクター (補助率: 1/4)						
コスト	事業費		平成22年度概算要求額		人件費				
	人件費		1,006 百万円		職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数	
	総計		1,006 百万円		担当正職員	千円		人	
				臨時職員他	千円		人		
これまでの同様の予算 項目の予算額等 (財源内訳/ 単位百万円)		年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額				
		H19(決算額)	1,981		2,410				
		H19(決算上の不用額)	1,464						
		H20(決算見込額)	2,235		3,394				
		H21(当初予算)	2,240		2,066				
		H21(補正予算)	6,700		3,350				
H22概算要求		1,006		676					
平成22年度 予算内訳 (補助金の場合 は負担割合等も)		情報通信格差是正事業費補助 (1,006百万円) 負担割合については、「事業/制度内容」を参照。							

施策・事業シート（概要説明書）					
担当府省名	総務省	予算事業名	地域イントラネット基盤施設整備事業		
担当局庁名	情報流通行政局	上位施策事業名	情報通信格差是正事業費	作成責任者	
担当課・室名	地域通信振興課	事業開始年度	平成10年度	地域通信振興課 奈良 俊哉	
事業/制度の必要性	<p>離島等条件不利地域をはじめとした情報通信格差を是正するため、学校、図書館、公民館、市役所など公共施設を超高速で接続する地域公共ネットワークの整備を推進することが必要不可欠である。また、民主党政政策集・INDEX2009においても、「地域によっては、インターネットに接続できる環境の整備が遅れているところがあり、情報格差の拡大が懸念されています。情報ネットワークの構築が遅れている地域に情報格差が生じないように、条件不利地域等に対する整備支援策等を通して、必要な環境整備・支援を行います」とされている。</p>				
他省庁、自治体等における類似事業					
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担	<p>〇本事業は、情報化が進展し、多くの情報通信サービスが国民生活に必要な不可欠なものとなっている中、民間部門の採算性等の問題から各サービスを受けられない地域の情報通信格差（デジタル・ディバイド）の是正を目的としているところ。</p>				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	実施箇所数	箇所	33	15	22
予算執行率		%	60.2	45.3	60
成果目標 （現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果）	<p>条件不利地域を中心に採算性的問題から民間事業者による情報通信基盤整備が進展しないことや、地方公共団体における財政状況の厳しさから、地域公共ネットワークの未整備団体が存在している。このため、引き続き地域公共ネットワークの全国整備を行うことを目標に掲げ、地方公共団体等に対し、より効率的なネットワーク構成や構築手法等に関する情報提供を実施するとともに、本支援事業の利用により、地域公共ネットワークの未整備団体の解消を図り、地域公共ネットワーク整備率の向上を図る。</p>				
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	地域公共ネットワークの整備率（整備市町村の割合）	%	69.1	71.3	71.8
事業/制度の自己評価 （今後の事業/制度の方向性、課題等）	<p>これまで、事業完了後、利用率が低調であった、学校間交流、行政相談及び生涯学習に係るテレビ会議装置については、会計検査院からの指摘も踏まえ、支援対象から原則として外すといった改善策を講じている。</p>				
比較参考値 （諸外国での類似事業の例など）					
特記事項 （事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等）					

情報通信格差是正事業

平成21年12月

総務省

情報流通行政局

地域通信振興課

地域イントラネット基盤施設整備事業

離島など条件不利地域における情報通信格差の是正を図るため、学校、図書館、公民館、市役所など公共施設を超高速で接続する地域公共ネットワークの整備等に取り組み地方公共団体を支援。

⇒学校、図書館、公民館、市役所など公共施設を超高速で接続する地域公共ネットワークを整備することにより、民間による参入が見込めない離島等条件不利地域における情報通信基盤の高度化の実現を推進。

・これまでの取組

平成10年度第3次補正予算から地域イントラネット基盤施設整備事業を、平成12年度当初予算から広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業を実施してきたが、平成14年度から両事業を統合。平成20年度までに934事業を実施。

(1) 補助対象主体及び補助率

- ① 都道府県、市町村単独 及び 都道府県、政令市、中核市から成る連携主体： 補助率1/3
- ② ①以外の連携主体、合併市町村 及び 沖縄県、沖縄県内の市町村： 補助率1/2
- (注) 合併市町村については、合併年度及びこれに続く一年度に限る。
- ③ 離島： 補助率2/3
- ④ 第三セクター： 補助率1/4

(2) 補助対象経費

- ① 施設・設備費

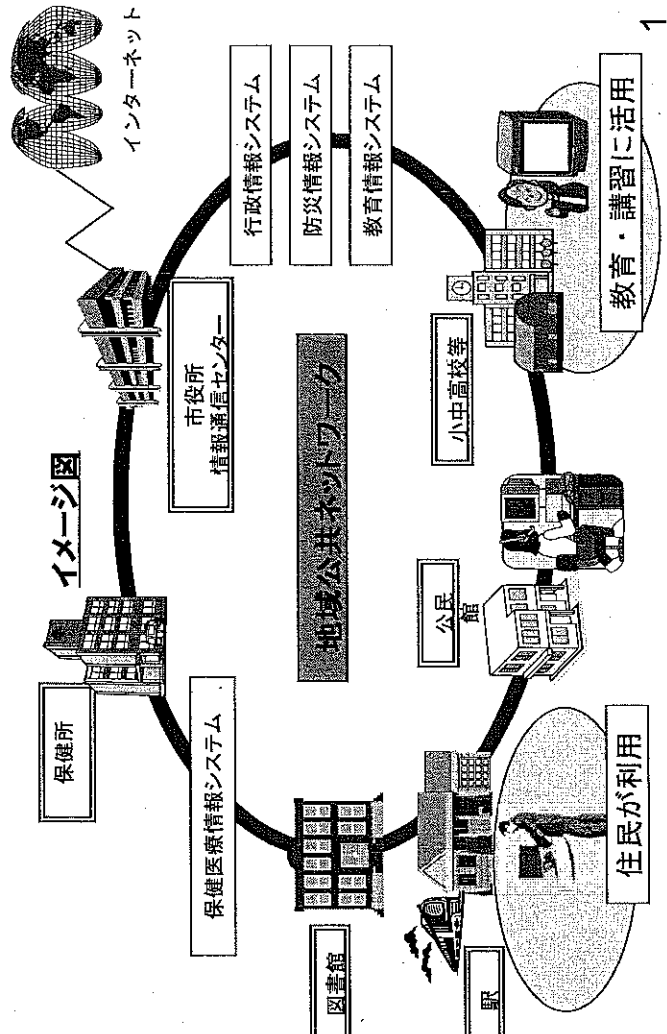
センター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設等

【その他】

- ② 用地取得費・道路費
 - ③ 公共的システム・機器(拡充要望)
- ① あらかじめケーブルテレビ(地方公共団体又は第三セクターが運営するものに限る。)への開放を目的とする整備を可能とする。
② あらかじめ超高速インターネットアクセス提供事業への開放を目的とする整備を可能とする。

所要経費(一般会計)

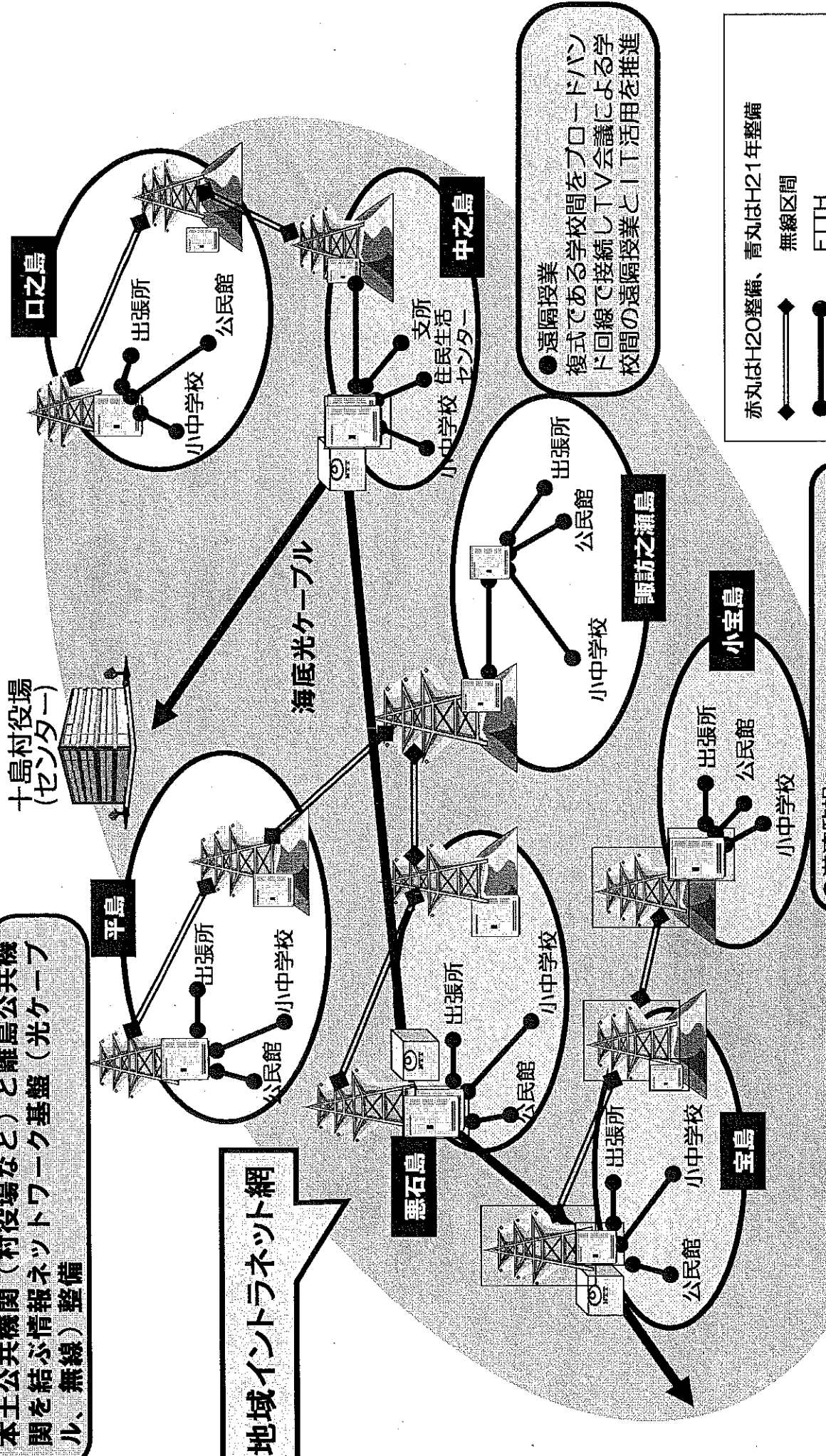
平成22年度要求額	1,006百万円	平成21年度補正予算	6,700百万円
		平成21年度予算額	2,240百万円
		平成20年度予算額	3,365百万円



地域イントラネット基盤施設整備事業（鹿児島県十島村）イメージ図

本土公共機関（村役場など）と離島公共機関を結ぶ情報ネットワーク基盤（光ケーブル、無線）整備

地域イントラネット網



● 遠隔授業
 複式である学校間をブロードバンド回線で接続しTV会議による学校間の遠隔授業とIT活用を推進

● 港湾監視
 海難事故情報や航行状況等を公共施設間で共有

赤丸はH20整備、青丸はH21年整備

◆ 無線区間

● FTTH

書籍・雑誌類の購入について

1 共通購入

各局で共通に必要なとされる雑誌等は、官房会計課で共同購入

新聞を含めた購入額は、平成20年度10,342万円。
平成22年度概算要求においては、7,534万円を要求。
(平成21年度予算比 △10%)

2 各局購入

書籍については、各局の必要部数など個別事情を考慮する必要があるため、各局で予算措置をして購入。

平成20年度の主な購入例は次の通り。

書籍等名	部数(冊)	単価(円)	購入金額(円)	購入部局
公務員関係判決速報	11,000	180	1,980,000	人事・恩給局
季刊・公務員関係判例研究	5,120	320	1,638,400	人事・恩給局
人事・行政管理法令集	1,820	2,731	4,970,702	大臣官房総務課
公務員のための退職準備ガイドブック	1,054	1,050	1,106,700	大臣官房秘書課ほか
データブック日本の行政2009	1,000	1,580	1,580,000	大臣官房企画課

